

第18回 甲賀市都市計画審議会

平成27年（2015年）10月29日
甲賀市役所水口庁舎第1委員会室
14:30～

1. 開会

2. 市民憲章の唱和

3. あいさつ

4. 協議報告事項

（1）都市計画マスタープランについて

- ・甲賀市都市計画マスタープラン（見直し）策定方針 ……資料1
- ・市民アンケートの実施について ……資料2

（2）甲賀都市計画道路の変更について

- ・都市計画道路 名坂梅が丘線の廃止について ……資料3

（3）市街化調整区域内の地区計画の推進について ……資料4

（4）その他

- ・甲賀市屋外広告物条例の制定について ……資料5
（甲賀市屋外広告物条例ガイドライン）

5. 閉会

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

甲賀市都市計画マスタープラン(見直し)策定方針

1. 計画（見直し）策定の趣旨

本市では、旧 5 町合併後の平成 19 年 3 月に甲賀市都市計画マスタープランを策定し、『ひとが輝き、住みよさと活力に満ちる あい甲賀』を都市の将来像とし、各種都市計画制度等を活用することによりその実現化に向けた取組を進めてきました。

しかし、全国的な人口減少や高齢化社会の到来等、本市を取り巻く状況は大きく変化してきていることから、「甲賀の國づくり」を着実に進め、本市が活力ある都市として持続していくため、立地適正化計画制度等を踏まえつつ、これらの課題に対応した都市計画を行っていく必要があります。

このような中、甲賀市都市計画マスタープランの目標年次は平成 19 年度から 20 年後の平成 38 年度としておりますが、社会情勢や市民意向の変化に対応した計画とするための見直しを行います。

2. 計画期間

甲賀市都市計画マスタープラン(見直し)については、その計画の目的を実現するため、目標年次を現行計画と同様の平成 38 年度とします。

3. 計画の位置づけ

第 2 次甲賀市総合計画、国土利用計画の他、滋賀県都市計画区域マスタープランなどを上位計画とします。

4. 見直し策定にあたっての基本的な考え方

(1) 現行の甲賀市都市計画マスタープランの検証

現行の甲賀市都市計画マスタープランにおけるこれまでの成果と課題を十分に検証したうえで、本市の情勢変化に対応した土地利用方針、都市施設整備方針、市街地整備方針等の見直しを行います。

(2) 上位関連計画との整合

「第2次甲賀市総合計画」や「甲賀の國づくりプロジェクト(地方創生総合戦略)」、滋賀県都市計画区域マスタープラン等の上位計画の内容を踏まえ、甲賀市の創意工夫のもとに、現状の都市計画区域及び用途地域の課題や今後のあり方を検討します。併せて、甲賀市独自の長期的な都市の将来像、都市整備の方針、地域別まちづくり方針等のとりまとめを行います。

(3) 適正な都市機能配置の誘導

見直しにあたっては、「立地適正化計画制度」及び「都市機能の適正な配置に係る基礎調査」の調査内容を踏まえ、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が、公共交通を利用して生活利便施設等にアクセスできるよう、都市機能の配置誘導を踏まえた将来の都市構造について検討します。

5. 市民参画および見直し策定の体制

計画の策定にあたっては、「市民意識調査」及び「パブリックコメント」を実施し市民の意向を反映するとともに、「都市計画審議会」で計画策定における総合的な意見を求めます。

(1) 市民意識調査・パブリックコメント

将来のまちづくりに対する市民の意向を反映するため、「市民意識調査」や「パブリックコメント」を行い、結果を計画に反映していくことで、市民参画を進めます。

(2) 庁内体制

担当課で作成された計画案に対し、まちづくりに関する様々な分野からの意見や各種施策・方向性との整合を確認するため、計画策定の節目において庁内プロジェクトチームと協議しながら、庁内関係部局から構成される幹事課長会議や部長会議で報告し、横断的な連携を図ります。

また、都市計画審議会において総合的な意見を求めます。

6. 見直し策定のスケジュール（案）

----- 平成27年度 -----		
平成27年	10月	都市計画マスタープラン（見直し）策定方針（案）の作成 都市計画審議会への協議
	11月	市民意識調査の実施（アンケート）
平成28年	3月	全体構想（都市計画区域等の検討）の策定
----- 平成28年度 -----		
	5～7月	全体構想の策定
	10月	地域別構想の策定
	12月	パブリックコメント
平成29年	1月	都市計画審議会への諮問
	2月	甲賀市都市計画マスタープラン（見直し）の策定

甲賀市都市計画マスタープランにかかる市民意識調査

より良い「まちづくり」のための アンケート調査にご協力を！

～ あなたの声をお聞かせください ～



日頃は、甲賀市政にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

甲賀市では、少子高齢化や人口減少など、さまざまな社会環境の変化を受け、将来のまちのあり方を決める「甲賀市都市計画マスタープラン」の見直し作業を進めています。

都市計画マスタープランとは、将来を見据え（今後10年）、建物、道路、公園、農地や山林、河川または日常の生活環境など、市を構成する要素を今後どのようにしていくかを方向づけるものです。

そこで、皆さまのお考えをお聞かせいただき、この計画に反映していくために、アンケート調査を実施いたします。

なお、このアンケート調査票は、甲賀市民の方々の中から無作為に抽出した18歳以上の2,000人の方々を対象として配布しております。また、アンケート集計結果につきましては、後日公表させていただきます。（中学校を通じた在校生にも実施いたします。）

ご多忙とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

平成27年11月 甲賀市長 中嶋 武嗣

- ・ この調査についてのお問い合わせなどございましたら、下記へご連絡ください。
- ・ Please call this number as follows , if you have any questions about this reserch.
- ・ 본 조사에 관한 문의 사항은 다음으로 연락해 주십시오.
- ・ 关于这次调查如果有什么联络的事情的话，请和下面的地址联络。
- ・ Para maiores informações sobre este questionário, procure a direção abaixo.
- ・ Si hay preguntas sobre esta encuesta consulte llamando a los números siguientes:

こう か し と し けい か く し み ん い し き ち ょ う さ
甲賀市都市計画マスタープランにかかる市民意識調査

- ※ 質問ごとにあなたのお考えに近いものに○印をつけてください。
- ※ アンケート調査票は、個人の情報は特定されず統計的な処理を行い、本計画検討の基礎資料としてのみ回答内容を活用します。調査結果を他の目的に使用することはありません。
- ※ アンケート調査票は、ご記入後、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、無記名のまま●月●日（ ）までに郵便ポストに入れていただきますようお願いいたします。



しつもん
～ ここから質問です ～

あなたご自身についておたずねします

- 問1 あなたの性別、年齢についてお答えください。
次の項目ごとに、あてはまるものを 1つずつ選んで番号に○印 をつけてください。

性別	1 男性	2 女性		
年齢	1 10歳代	2 20歳代	3 30歳代	4 40歳代
	5 50歳代	6 60歳代	7 70歳代	8 80歳以上

- 問2 お住まいの地域はどちらですか。
あてはまるものを 1つ選んで番号に○印 をつけてください。

1 水口町	2 土山町	3 甲賀町	4 甲南町	5 信楽町
-------	-------	-------	-------	-------

- 問3 現在お住まいの地域には、どれくらい住んでいますか。（合併以前も含めた通年）
あてはまるものを 1つ選んで番号に○印 をつけてください。

1 5年未満	2 5年～10年未満	3 10年～20年未満
4 20年～30年未満	5 30年以上	6 生まれてからずっと

- 問4 あなたが普段利用する主な交通手段はなんですか。
あてはまるものを 1つ選んで番号に○印 をつけてください。

1 徒歩または自転車	2 自家用車	3 バス	4 鉄道
5 その他（ ）			

げんざい かくちいき げんじょう
現在のまちづくりについて（各地域の現状）

問5

お住まいの地域※のまちづくりについて、どの程度満足していますか。
次の項目ごとに、あてはまるものを1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

※お住まいの地域…問2でお答えいただいた「お住まいの地域」を指します。

※市街地…家や店舗等が建ち並ぶ住宅地や商業地で、近くに農地や緑地の少ないところ

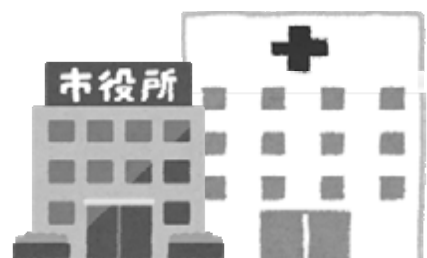
これまでのまちづくりの「満足度」		まんぞくど	まんぞくど	ふつう	ややふまん不満	ふまん不満
こ う もく 項 目		まんぞく 満足	まあ まんぞく 満足	ふつう 普通	やや ふまん 不満	ふまん 不満
記入例) 1 自然環境の保全 ⇒		5	4	3	2	1
じゅうたくち 住宅地 ・ しがいち 市街地※	1 現在の住宅地の改善	5	4	3	2	1
	2 新しい住宅地の整備	5	4	3	2	1
	3 市の中心市街地の充実度	5	4	3	2	1
	4 各町の中心街の活性化	5	4	3	2	1
	5 道路沿道での商業地の形成	5	4	3	2	1
しゅうぎょう さんぎょう 就 業 ・ 産 業	6 工場誘致や既存工場の拡充	5	4	3	2	1
	7 企業誘致の推進	5	4	3	2	1
	8 農業基盤の整備・充実度	5	4	3	2	1
	9 観光産業の発展	5	4	3	2	1
こうつう 交通	10 道路の整備	5	4	3	2	1
	11 公共交通（バス等）の充実度	5	4	3	2	1
ぼうはん ぼうさい 防 犯 ・ 防 災	12 防犯・防災対策の充実度	5	4	3	2	1
しぜんかんきょう 自然環境 ・ としかんきょう 都市環境	13 自然環境の保全	5	4	3	2	1
	14 伝統的な文化の保全・継承	5	4	3	2	1
	15 河川・下水道等の整備	5	4	3	2	1
	16 公園・緑地等の整備	5	4	3	2	1
せいかつかんれん しせつ 生活関連施設	17 スポーツ・娯楽施設の整備	5	4	3	2	1
	18 教育・文化施設の整備	5	4	3	2	1
	19 医療・福祉施設の整備	5	4	3	2	1



しょうらい かくちいき しょうらい
将来のまちづくりについて（各地域の将来）

問6 お住まいの地域のまちづくりについて、今後、どのようなことが重要だと思えますか。
 次の項目ごとに、あてはまるものを1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

今後のまちづくりの「重要度」		じゅうよう ど				
こく ちい 項 目		じゅうよう 重 要	まあ じゅうよう 重 要	ふつう 普 通	あまり じゅうよう 重 要 でない	じゅうよう 重 要 でない
記入例) 1 自然環境の保全 ⇒		5	④	3	2	1
じゅうたくち 住宅地 ・ しがいち 市街地	1 げんざい じゅうたくち かいぜん 現在の住宅地の改善	5	4	3	2	1
	2 あたら じゅうたくち せいび 新しい住宅地の整備	5	4	3	2	1
	3 し ちゅうしんしがいち じゅうじつど 市の中心市街地の充実度	5	4	3	2	1
	4 かくまち ちゅうしんがい かつせい か 各町の中心街の活性化	5	4	3	2	1
	5 どうろ えんどう しょうぎょうち けいせい 道路沿道での商業地の形成	5	4	3	2	1
しゅうぎょう さんぎょう 就 業・産 業	6 こうじょうゆうち き ぞんこうじょう かくじゅう 工場誘致や既存工場の拡充	5	4	3	2	1
	7 きぎょうゆうち すいしん 企業誘致の推進	5	4	3	2	1
	8 のうぎょうきばん せいび じゅうじつど 農業基盤の整備・充実度	5	4	3	2	1
	9 かんこうさんぎょう はってん 観光産業の発展	5	4	3	2	1
こうつう 交 通	10 どうろ せいび 道路の整備	5	4	3	2	1
	11 こうきょうこうつう など じゅうじつど 公共交通（バス等）の充実度	5	4	3	2	1
ぼうはん ぼうさい 防 犯・防 災	12 ぼうはん ぼうさいたいさく じゅうじつど 防犯・防災対策の充実度	5	4	3	2	1
し ぜんかんきょう 自然環境 ・ としかんきょう 都市環境	13 し ぜんかんきょう ぼうぜん 自然環境の保全	5	4	3	2	1
	14 でんどうき ぶん か ぼうぜん けいしゅう 伝統的な文化の保全、継承	5	4	3	2	1
	15 か せん げ すいどうなど せいび 河川・下水道等の整備	5	4	3	2	1
	16 こうえん りよくち など せいび 公園・緑地等の整備	5	4	3	2	1
せいかつかんれん し せつ 生活関連施設	17 スポーツ・娯楽施設の整備	5	4	3	2	1
	18 きょういく ぶん か し せつ せいび 教育・文化施設の整備	5	4	3	2	1
	19 いりょう ふくし し せつ せいび 医療・福祉施設の整備	5	4	3	2	1



こう か し ぜんたい
●甲賀市全体についてお伺いします。

しょうらい とし ぞう
将 来の都市像（まちの姿）について

問7 甲賀市における中心地の役割分担について、今後どのようにまちづくりを進めると良いとおもいますか。

あてはまるものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

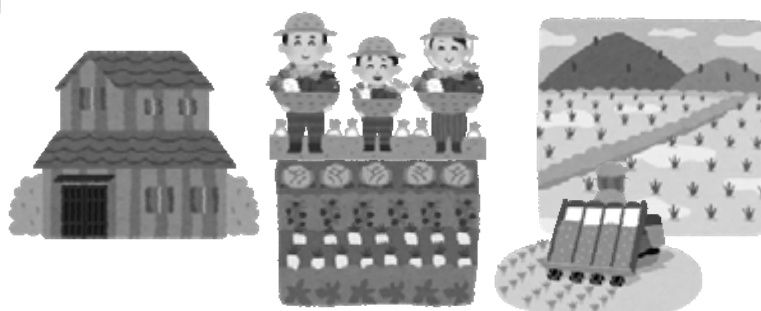
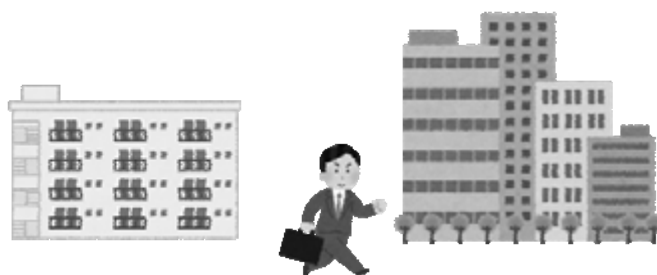
- 1 旧5町それぞれの中心地を地域の核として、特性を生かした整備をする。
- 2 甲賀市全体の中で1ヶ所の中心地で拠点づくりを進める。
- 3 幹線道路沿道やインター付近に新しい中心地を形成する。
- 4 その他（ ）

問8 甲賀市の将来目指すべきまちのイメージについて、あなたのお考えに最も近いものはなんですか。

あてはまるものを3つ選んで番号に○印をつけてください。（複数回答）

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| 1 住宅が主体となったまち | 2 生活環境（公共施設や大きな病院等）が充実したまち |
| 3 高齢者支援や子育て環境が充実したまち | 4 工業が発展したまち |
| 5 高速道路を活かした産業が発展したまち | 6 商業が発展したまち |
| 7 観光が盛んなまち | 8 自然豊かなまち |
| 9 田園環境に恵まれたまち | |
| 10 その他（ ） | その他（ ） |

しょうらい
将来、どういうまち
になるといいかなあ
…。



●お住まいの地域についてお伺いします。

土地利用について

お住まいの地域の今後の土地利用（土地の使い方）について、何が重要だと思いますか。項目ごとに、あなたのお考えに近いものをお答えください。

問9-1 【市街地について】最も重要だと思うものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 市街地（住宅地や商業地等）の拡大を優先に考える。
- 市街地周辺において周辺環境に配慮しながら計画的に開発（土地造成等）を規制・誘導する。
- 市街地を拡大せず、現在の空き家・空き地の利活用をする等、今の生活環境を向上させる。

問9-2 【商業地について】最も重要だと思うものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 大型商業施設の誘致や、新たな商業施設が立地できるよう商業用地の拡大を図る。
- 駅周辺や幹線道路沿い、または観光地に商業施設を集積させて活性化を図る。
- 住宅地の近くに日用品を扱う商店・スーパーやコンビニエンスストア等、小規模な商業施設を確保する。

問9-3 【工業地について】最も重要だと思うものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 新たに工業地を拡大し、積極的に企業誘致を進める。
- インターチェンジ周辺や幹線道路沿道等、立地に適した場所に工場を集積させる。
- 現状の工場が操業しやすい環境を向上、維持する。

問9-4 【幹線道路沿道について】最も重要だと思うものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 現在の市街地の外側でも幹線道路沿道に需要があれば、積極的に商業施設を建てられるようにする。
- 幹線道路沿道は、限定された区域にのみ商業機能を確保する。
- 幹線道路沿道には、大きくまとまった商業機能は設けず、日用品等の買い物ができる必要最低限の商業機能だけ確保する。

問9-5 【農地について】最も重要だと思うものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 工業や商業等の産業の振興を優先し、積極的な農地の転用※（開発）を行う。
- 開発する農地と、保全または整備する農地を計画的に分け、バランスの取れた土地利用を行う。
- 食糧の供給や貯水機能を担うため、農地を積極的に保全または整備する。

※農地の転用：農地を住宅地、工業用地、道路、店舗等の用地に転換すること

公共施設の整備について

お住まいの地域の今後の公共施設整備について、何が重要だと思いますか。項目ごとに、あなたのお考えに近いものをお答えください。

問10-1 【道路等の整備について】最も重要だと思ふものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 1 市外や市内相互をつなぐ幹線道路（大きな道路）の新設や拡幅の整備を進める。
- 2 市内の道路の新設や拡幅等を、優先順位を付けて整備を進める。
- 3 現在ある生活道路や鉄道駅までの道路の改善を進める。

問10-2 【交通施設の整備について】最も重要だと思ふものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 1 市外や市内相互をつなぐ鉄道、路線バスを使いやすくする。
- 2 市内の地域間を結ぶコミュニティバス等を使いやすくする。
- 3 歩道・信号の設置やバリアフリー化※等、現状の道路施設等の改善、整備を進める。

※バリアフリー化…障がい者や高齢者の移動等における障害（道や床の段差等）を取り除こうという考え方

問10-3 【公園・緑地等の整備について】最も重要だと思ふものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 1 多くの人が集う、まちの顔となる大きな公園・緑地を充実・確保する。（水口スポーツの森等）
- 2 身近で気軽に利用できる公園・緑地の確保や緑化の推進により、新たな公園を数多く確保する。（団地内の公園等）
- 3 新たな公園・緑地を確保するよりも、現状の公園・緑地を再整備する。

問10-4 【河川・下水道等の整備について】最も重要だと思ふものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 1 河川の環境整備（水質改善等）のための整備を進める。（下水道の整備等）
- 2 自然環境と調和した、人々の憩いの場となる親水空間（河川の水辺）として整備する。（河川公園の整備等）
- 3 浸水・洪水等の災害が起こりにくいように改修・整備する。（堤防の整備等）

自然や景観について

問 1 1 お住まいの地域のまちなみや景観づくりについて、何が重要だだと思いますか。
最も重要だと思うものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 1 各地域の市街地は、その地域ごとにふさわしい良好な景観づくりを進める。
- 2 歴史や文化に優れた、地域を活かした景観づくりを進める。
- 3 自然環境を活かした景観づくりを進める。
- 4 地域による景観づくりへの活動を支援する等、地域住民主体の景観づくりを進める。

防災、安全安心について

問 1 2 お住まいの地域の防災や安全安心なまちづくりについて、特に何が重要だだと思いますか。
最も重要だと思うものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 1 道路や公園等の避難場所・避難路等の整備を行う。
- 2 住宅や建築物の耐震化や耐火構造化等、災害に強い建物への改善を行う。
- 3 水害対策、急傾斜地対策等、災害防止のための河川や山林の整備、保全を行う。
- 4 地域住民や企業等による自主防災組織の強化に関する取組を進める。

住民参加のまちづくり、まちづくりへのご意見について

問 1 3 今後、甲賀市のまちづくりに住民の方はどのように関わっていくことが望ましいと思いますか。
最も重要だと思うものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

- 1 まちづくり等の計画案をつくる段階でのワークショップ※や検討会への参加
- 2 計画策定後の説明会や意見交換会への参加
- 3 講演会やシンポジウムへの参加
- 4 インターネットによる意見の応募
- 5 その他（ ）

※ワークショップ…参加者が自ら参加・体験し、一緒に何かを創り出す手法

問 1 4 甲賀市の今後のまちづくりについて、ご意見・ご提案がございましたらお聞かせください。

まちづくり



～ アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。～

本調査票は、●月●日（●）までに、

同封の返信用封筒にてご投函ください。



都市計画道路名坂梅が丘線の廃止について

1 都市計画道路の概要

- ・名称 3・5・208 名坂梅が丘線
- ・位置 水口町名坂地先～水口町梅が丘地先
- ・延長 約2,290m 計画道路幅 12m 2車線
- ・計画決定 当初 昭和36年2月14日 最終 平成13年4月20日
- ・整備済延長 約900m

2 都市計画道路の廃止の経緯

都市計画道路名坂梅が丘線は、昭和36年に都市計画道路網の一路線として約2400mの路線として決定、その後昭和50年から平成13年の間に複数回計画変更し、現在の路線となっております。整備については、約900mの整備後、残り約6割の区間が未整備となっております。

この路線については、地元区より計画道路の廃止要望もあり、未整備の都市計画道路の見直しの必要性もあることから、平成25年度に「甲賀市都市計画道路見直し検討委員会」を設置し、都市計画道路名坂梅が丘線の見直しについて検討いたしました。

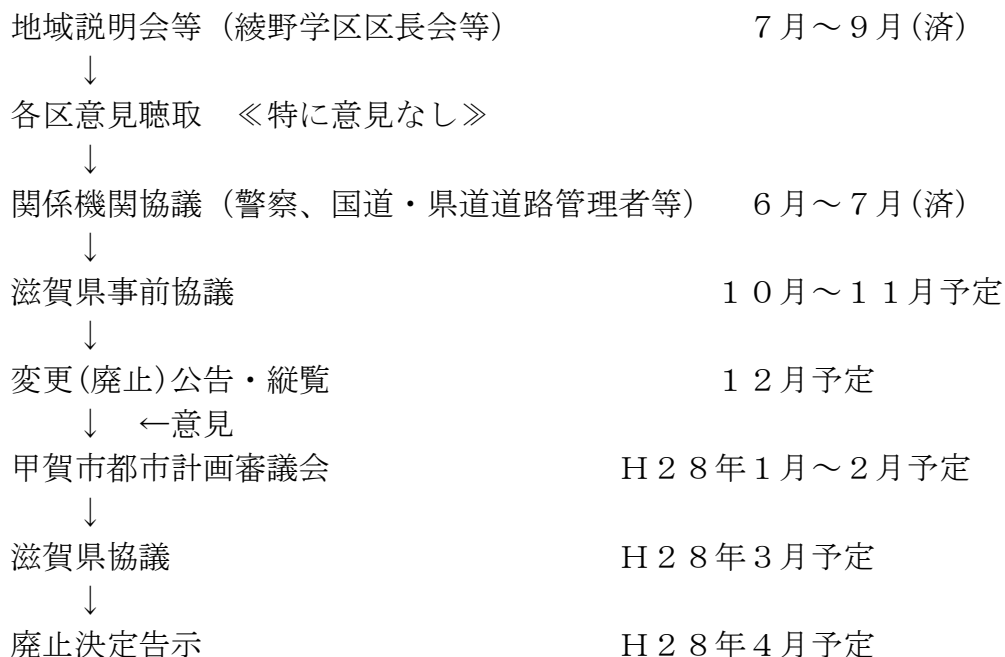
その結果、補助幹線道路及び水口中心街への連絡通路として計画していましたが、近年、商業地等の分散化及び周辺道路の整備による交通量の減少並びに代替機能の確保により、廃止しても支障が無いと判断いたしました。

3 周辺道路整備について

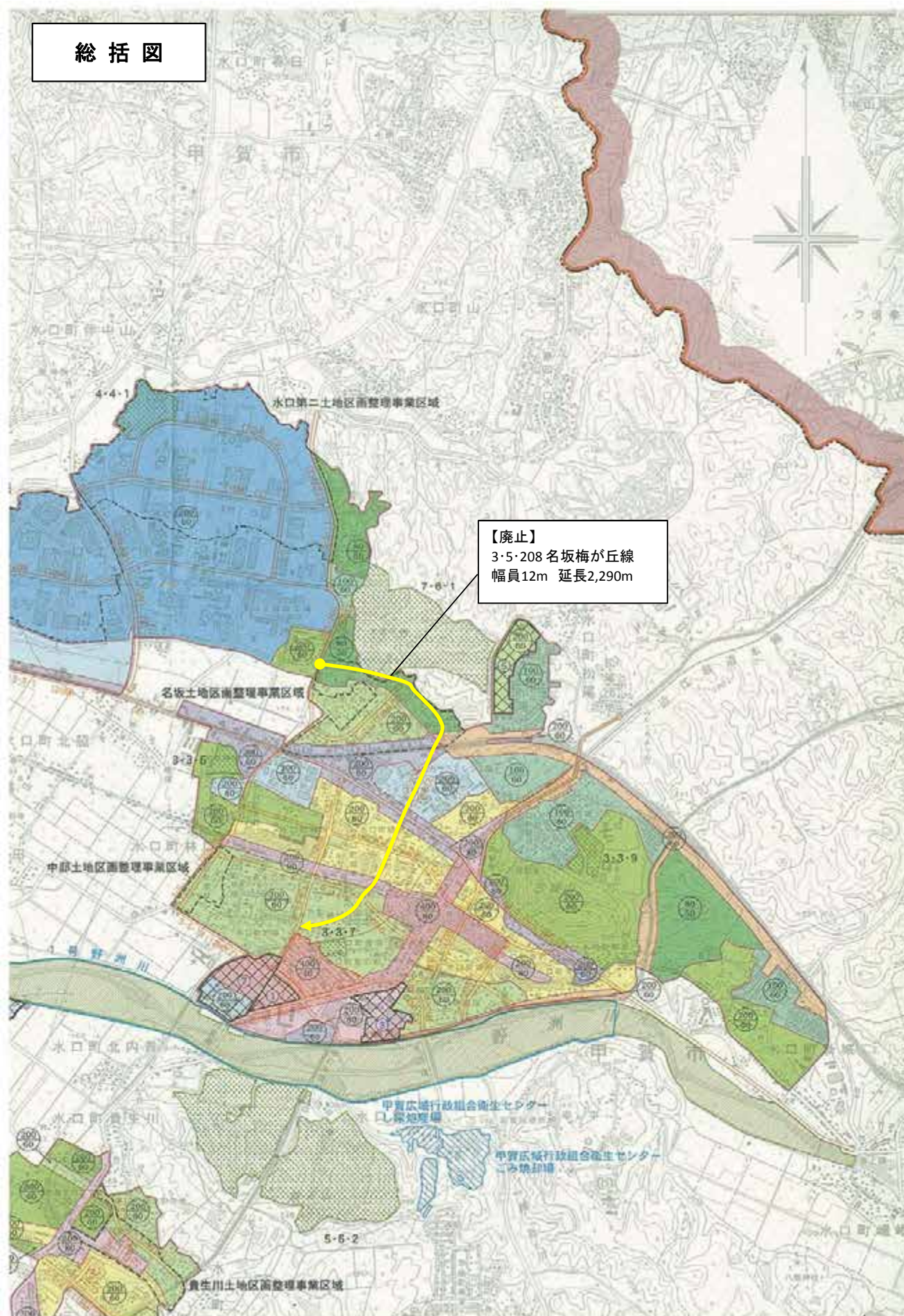
①市道名坂・本綾野2号線の整備については、平成28年度より工事着手予定です。

国道1号交差道路として、東名坂地先の②市道名坂・本綾野線及び松尾地先の③市道松尾・山幹線が供用開始済みです。

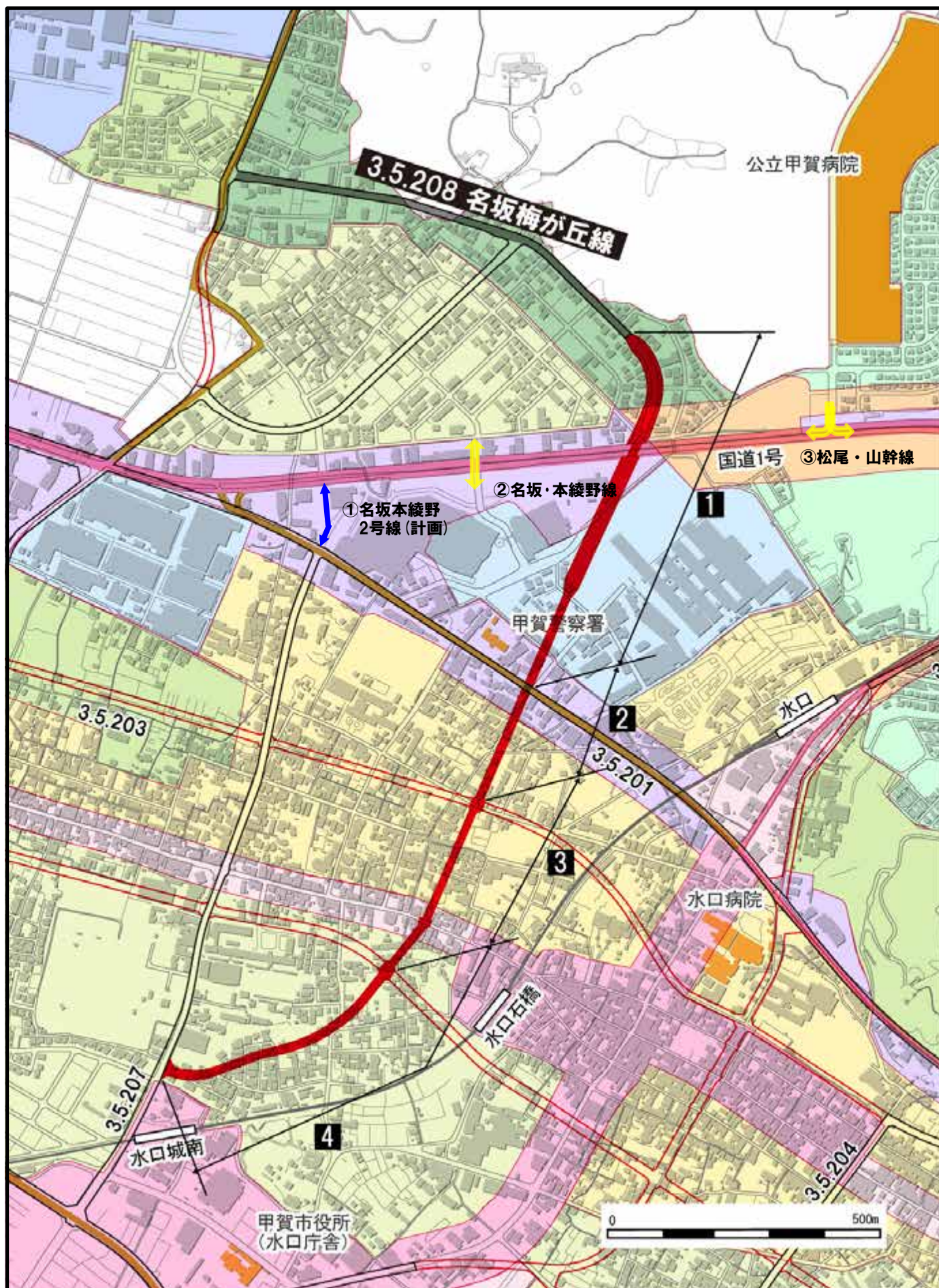
4 手続きの流れ



総括図

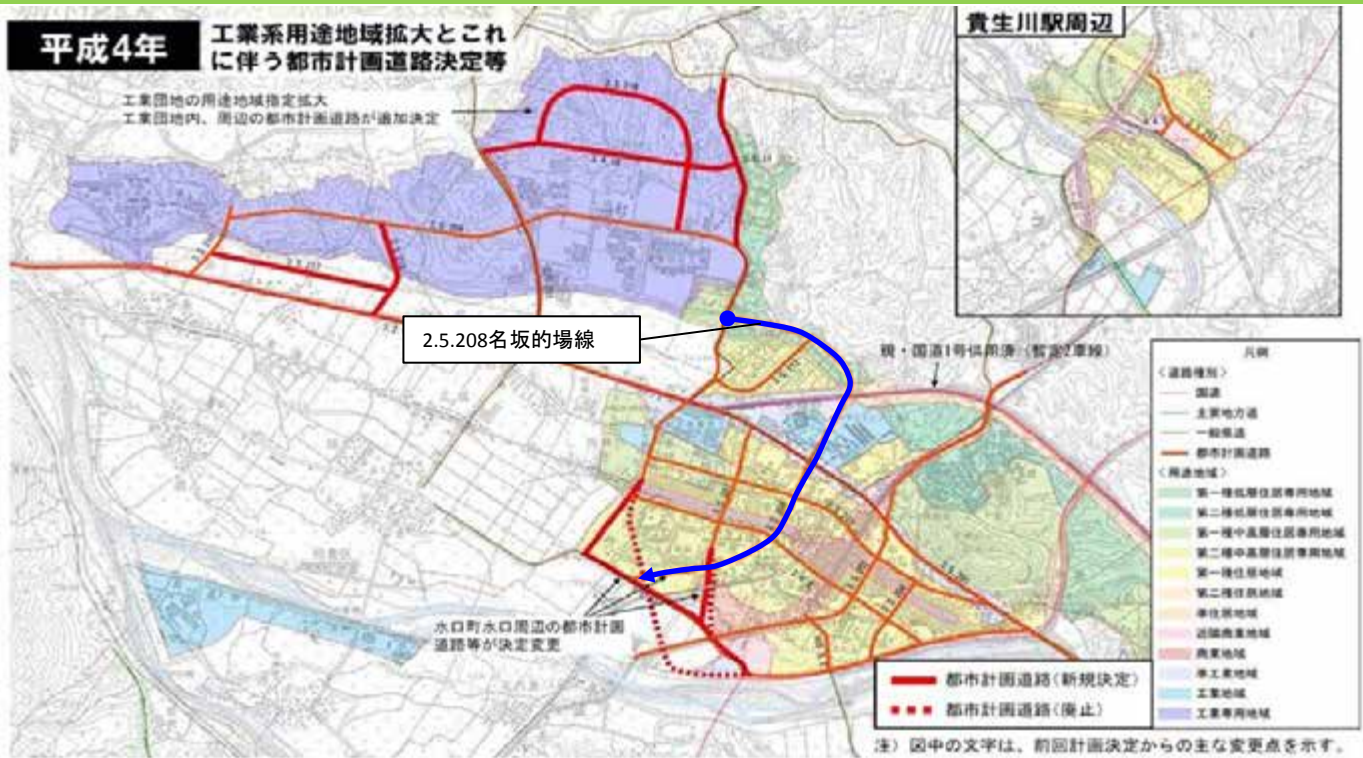


3. 5. 208 名坂梅が丘線

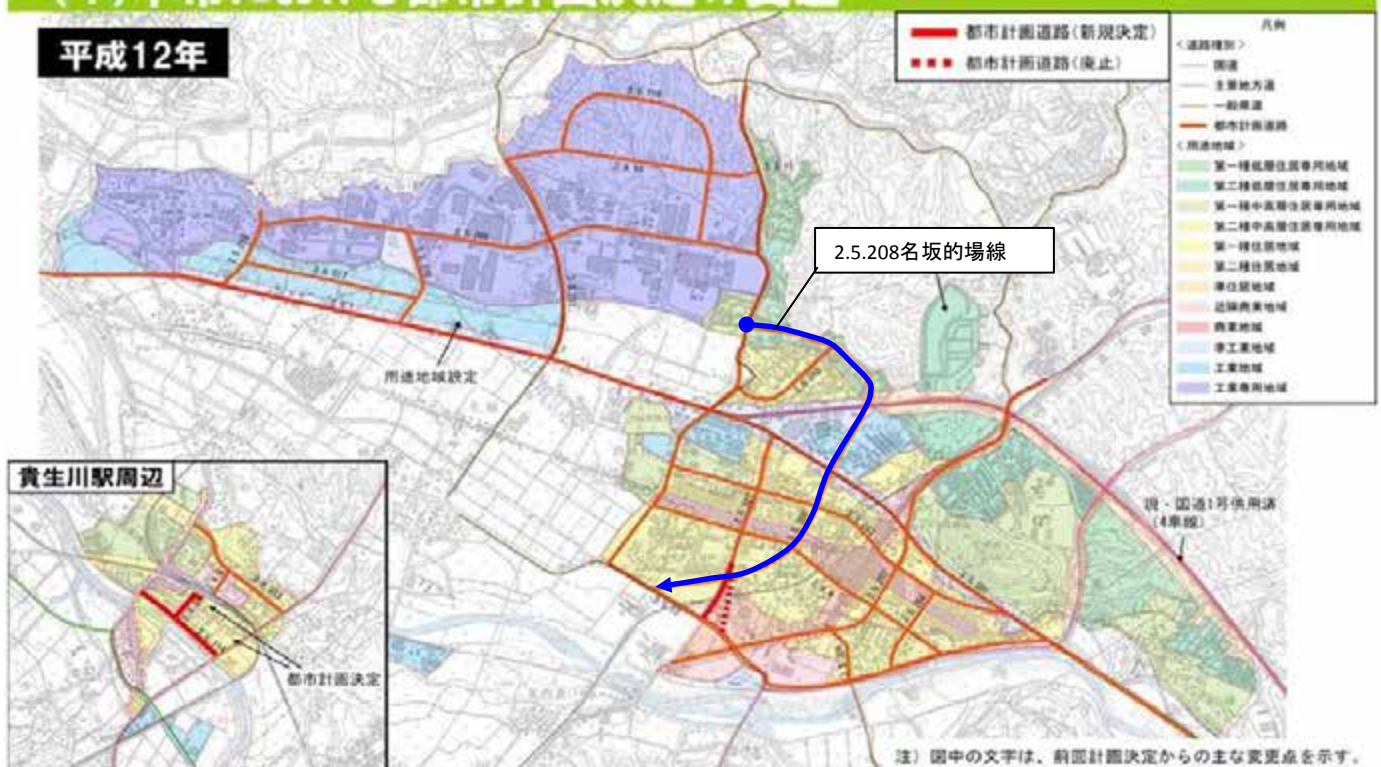


3. 5. 208 名坂梅が丘線の変遷

平成4年 他都市計画道路の路線変更等に伴う変更

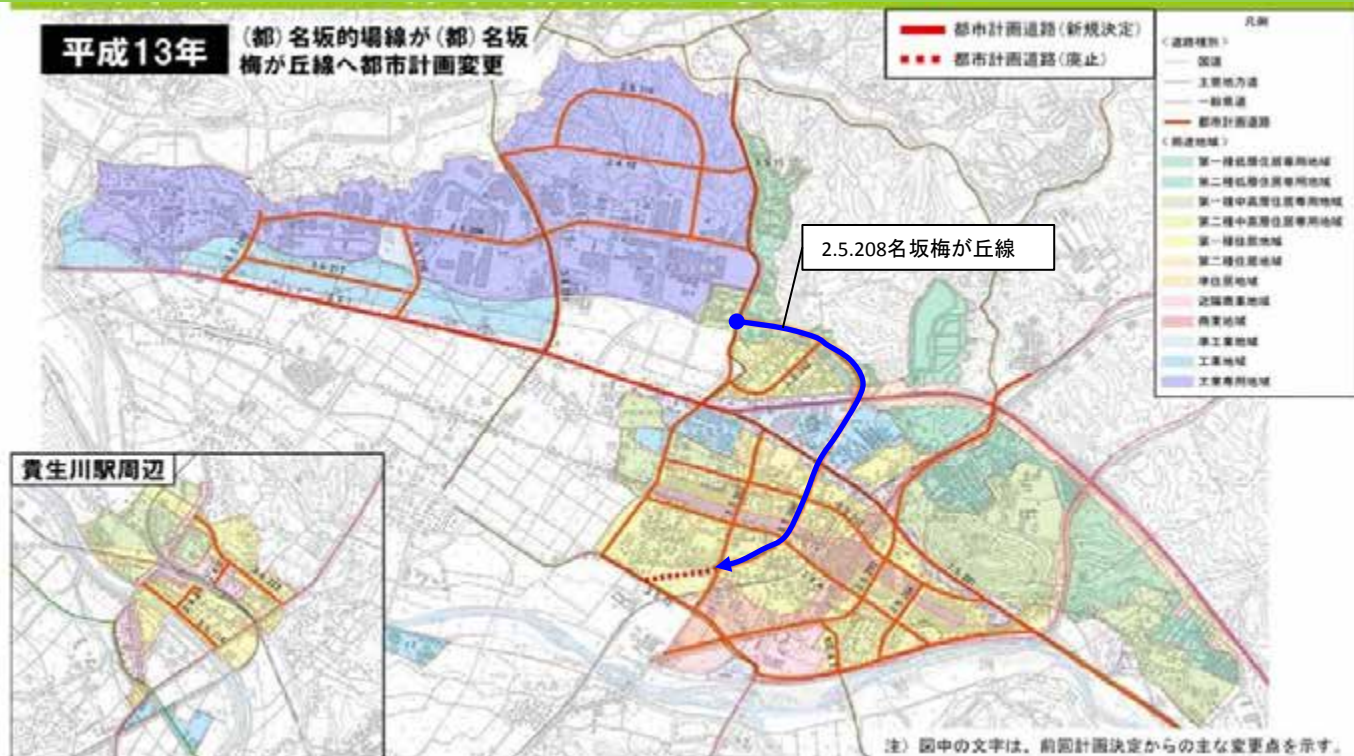


平成12年 他都市計画道路の路線変更等に伴う変更

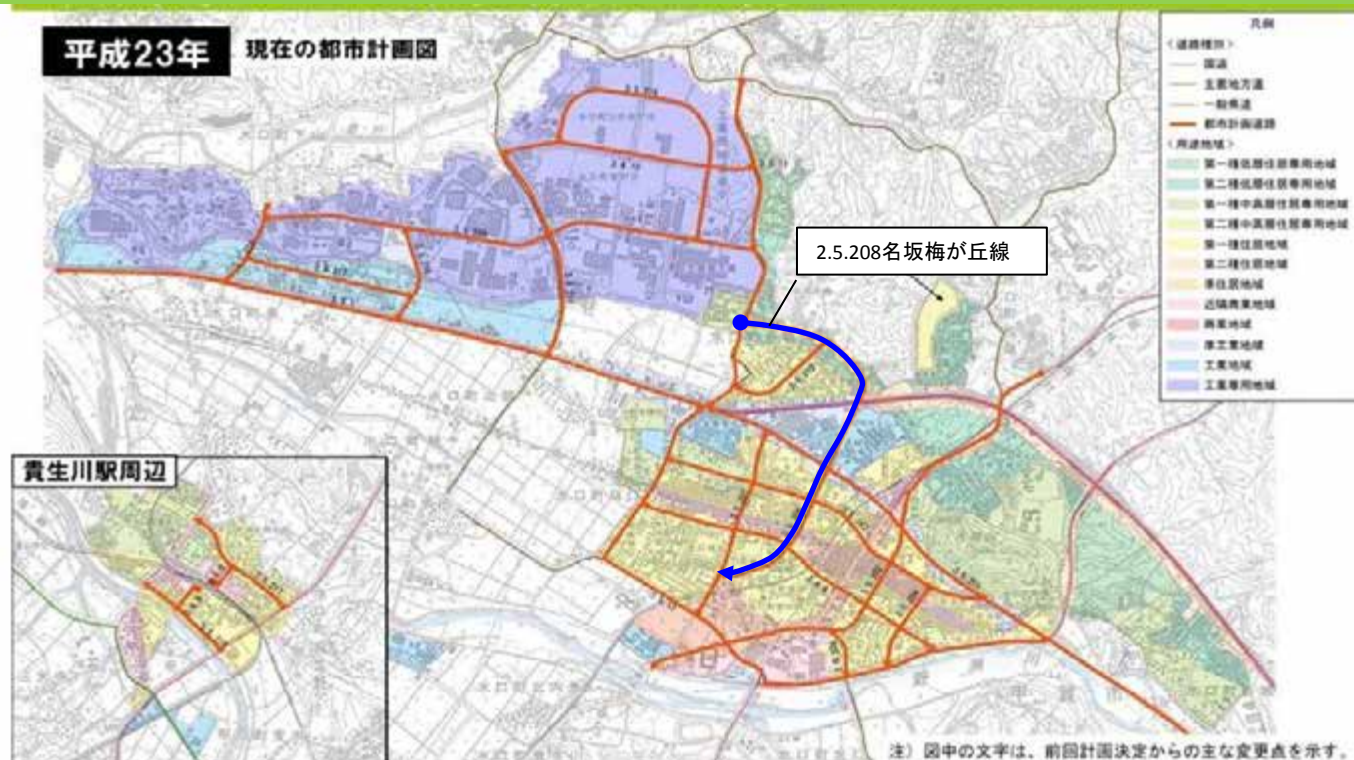


3. 5. 208 名坂梅が丘線の変遷

平成13年 終点の変更に伴い路線名名坂梅が丘線に変更



平成23年から現状 2. 5. 208名坂梅が丘線



市街化調整区域における地区計画の推進について

1. 地区計画を推進する目的

市街化調整区域には、限られたものしか建築できなくなっています。そのため以前、市街化調整区域の集落において、集落外の方が集落内の空き地に住宅の建築を希望されましたが、現在の制度ではその土地に住宅を建築することができないため断念されたという事例がありました。

このような事例を解消し、人口定住化や集落内の住環境整備を促進する目的のための施策として、甲賀市は「市街化調整区域の地区計画」を推進しております。

そのため、集落の皆様と共に計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

2. 市街化区域と市街化調整区域（線引き）及び青地と白地とは

- ①市街化区域・・・・・・既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に市街化を図るべき区域
- ②市街化調整区域・・・・市街化を抑制する区域（法令等に基づき建築可能要件があります）
※①と②は別表一覧をご覧ください。
- ③青地・・・・・・農業振興地域内の農用地 ⇒ほ場整備田など
- ④白地・・・・・・農業振興地域内の農用地区域以外農地 ⇒農業用倉庫用地等

3. 市街化調整区域の地区計画とは

特定の区域内における「まちづくりのルール」のことで、住民の方の意向を反映しながら、地区(集落)ごとに定めた計画を定め、人口を定住化させ住みよいまちづくりを進める制度です。

4. 地区計画の概要及び必要事項

【概 要】

建築行為について（抜粋）

- ・だれでも住宅の新築が可能となります。
- ・用途は戸建て専用住宅（共同住宅、寄宿舍等は除く）

【必要事項等】

- ・地区計画設定について、住民の100%同意が必要となります。
- ・計画書を作成し甲賀市都市計画審議会の答申を経て、県知事の同意を得ます。

地区計画のイメージ

現況

地区計画設定後



市街化調整区域における地区計画の策定にかかる運用基準の概要

甲賀市の市街化調整区域における地区計画の策定にかかる運用基準は、国土交通省の「都市計画運用指針」及び滋賀県の「市街化調整区域における地区計画の策定に係る運用方針」「大規模開発型地区計画の取り扱い」に基づき、以下のように設定しています。

平成20年10月1日施行

項 目	内 容
目 的 (第1条)	甲賀市の市街化調整区域における地区計画制度の運用及び地区計画の原案を作成するための素案の作成に関し必要な事項を定めることにより、市街化調整区域における秩序ある土地利用の形成、良好な環境の整備と保全を図ることを目的とする。
用語の定義 (第2条)	省 略
適用範囲 (第3条)	省 略
基本方針 (第4条)	運用基準は、国、県の運用指針に基づくとともに、甲賀市基本構想及び甲賀市都市計画マスタープラン等との整合を図るものとする。
適用区域の制限 (第5条)	地区計画の区域には、次に掲げる区域又は地域は含まない。 (1) 自然公園法に基づく特別地域 (2) 滋賀県立自然公園条例に基づく指定区域 (3) 自然環境保全法に基づく自然環境保全地域 (4) 滋賀県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域 (5) 鳥獣保護区 (6) 文化財保護法による指定地域 (7) 保安林、保安施設地区 (8) 農用地区域 (9) 農地転用が許可されないと見込まれる農用地 (10) 土地改良法に基づく事業計画区域および実施区域 (11) 砂防指定区域 (12) 地すべり防止区域 (13) 急傾斜地崩壊危険区域 (14) 土砂災害特別警戒区域
対象区域及び地区計画の類型 (第6条)	1. 地区計画の対象区域及びその周辺は、道路、水路、河川、公共施設等が良好な社会生活を営む水準で整備されている地域とする。 2. 地区計画の類型は、「既存集落型」「宅地活用継続型」「沿道型・駅近接型」「沿道型(非住居系)」「大規模開発型」とする。
区域の設定 (第7条)	1. 区域は、道路、水路等の公共用地の地形、地物により明確かつ恒久的に区分する。 2. 住居系の区域は、区域面積に応じた適切な住宅戸数を確保する。宅地活用継続型は、概ね10区画を最低戸数規模の基準とする。 3. 区域の基準面積 大規模開発型 20ha以上（産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為にあっては5ha以上）50ha未満 それ以外 0.5ha以上20ha未満（ただし、宅地活用継続型でやむを得ない場合は、最小面積を0.3haとすることができる）

地区計画の内容 (第8条)	地区計画は、区域の整備、開発及び保全の方針並びに地区整備計画を都市計画に定める。(別表1)
地区計画の方針 (第9条)	まちづくりの基本的な方向を示す総合的な指針として、次に掲げる事項について定める。 (1)地区計画の目標 (2)土地利用の方針 (3)地区施設の整備の方針 (4)建築物等の整備の方針 (5)その他区域の整備、開発及び保全に関する方針 (別表1)
地区整備計画 (第10条)	地区計画の方針に基づき、地区計画の目標を達成するため、地区施設、建築物、土地の利用等、当該地区の特性に応じた必要な事項について定める。(別表1)
地区施設等に関する事項 (第11条)	1. 策定区域の接道要件 既存集落型、宅地活用継続型 幅員6.0m以上の道路 沿道型・駅近接型、大規模開発型(主として住宅) 幅員6.5m以上の道路 沿道型(非住宅系)、大規模開発型(住宅以外) 幅員9.0m以上の道路 2. 当該地区施設に関する基準は、都市計画に基づく開発行為に関する技術基準と同等以上の基準に適合する。(別表1)
建築物等用途の制限に関する事項 (第12条)	1. 市街化調整区域におけるゆとりのある良好な都市環境の維持及び増進を図るため、地区計画の類型別運用基準表(別表2)に応じ、当該対象地区の特性に応じた必要な事項について定める。 2. 区域内の既存の建築物についてはこれらの全てを適用除外とし、既に建築物が建っている敷地は敷地面積の最低限度を除外とすることができる。
基本的事項 (第13条)	1. 当該都市計画区域における計画的な市街化に支障がないように定める。 2. 農業などの既存の土地利用の実態及び計画を優先する。 3. 必要以上に農地を含まない。
住民の合意形成 (第14条)	1. 地区計画の素案の作成にあたって、検討の段階から当該地区及び周辺住民の参加の機会を設け、説明会等を実施し、住民の意見を地区計画に反映させるよう努める。 2. 前項の規定により地区計画の素案を作成するときは、原則として当該地区計画区域の利害関係人全員の同意を得なければならない。
地区計画の素案の申出 (第15条)	住民又は利害関係人は、条例の定めるところにより地区計画の素案を市長に申し出を行うことができる。
関係部署との協議 (第16条)	地区計画の素案の作成にあたって、市都市計画課その他関係する部署と調整を重ね、その内容の充実に努める。
指導又は助言 (第17条)	市長は、必要があると認めたときは、地区計画の素案の作成について指導し又は助言することができる。
地区計画の原案の策定 (第18条)	市長は、申し出が行われたときは、甲賀市都市計画審議会の意見を聞き、地区計画の案を作成する等、必要な措置を講じる。
都市計画に係る手続き (第19条)	1. 市長は、都市計画を決定しようとするときは、甲賀市都市計画審議会の議を経て決定する。 2. 市長は、都市計画を決定しようとするときはあらかじめ滋賀県知事に協議し、その同意を得なければならない。
条例による制限の適用 (第20条)	市長は、地区計画の区域内において当該地区の内容として定めたものを、建築基準法第68条の2第1項に基づく条例を制定し制限する。
事業の実施 (第21条)	1. 事業者は、地区計画が定められた日から、原則として1年以内に事業に着手するものとする。 2. 事業者はやむを得ない事由により一体的開発が困難な場合は、市長が必要と認めた事項を記載した整備計画を策定し承認を得なければならない。

別表 2

地区計画の類型別運用基準表(第6、7、12条関係)

地区計画の類型	既存集落型	宅地活用継続型	沿道型・駅近接型	沿道型(非住居系)	大規模開発型 (主として住宅)	大規模開発型 (主として住宅以外)
区域の基準面積	0.5ha～20ha	0.5ha～20ha (最小0.3ha)	0.5ha～20ha	0.5ha～20ha	20ha以上50ha未満 (5ha以上)	20ha以上 (5ha以上)
区域が接する道路	幅員6.0m以上	幅員6.0m以上	幅員6.5m以上	幅員9.0m以上	幅員6.5m以上	幅員9.0m以上
土地利用方針	戸建専用住宅主体			流通業務、観光・レクリエーション等主体	戸建専用住宅主体	法律等に基づき策定された計画による内容のもの
建築物等の用途の制限	第1種低層住宅専用地域の範囲内 (ただし、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿は除く)		第1種中高層住宅専用地域の範囲内 (ただし、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿は除く)	住居系を除く都市計画法第34条の考え方に沿ったもの	第1種低層住宅専用地域の範囲内 (ただし、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿は除く)	都市計画マスタープラン等の計画と整合のとれた用途で隣接する市街化区域の用途地域と調和するもの
容積率の最高限度	100%	100%	200%	200%	100%	200%
建ぺい率の最高限度	60%	60%	60%	60%	60%	60%
敷地面積の最低限度	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上
壁面の位置の制限	道路、隣地境界から1m以上		必要に応じて定める	必要に応じて定める	道路、隣地境界から1m以上	必要に応じて定める
建築物の高さの最高限度	10m		12m	周囲の景観と調和した高さとする	10m	周囲の景観と調和した高さとする
建築物の階数の最高限度	—	—	—	—	—	—
日影規制、北側斜線	第1種低層住居専用地域の基準		第1種中高層住居専用地域の基準	必要に応じて定める	第1種低層住居専用地域の基準	必要に応じて定める
建築物の形態または意匠の制限	周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定める。					
垣または柵の構造の制限	緑地の現況、地域の特性を考慮し、原則として生け垣とすること等、周辺の環境及び景観との調和が図られるよう定める。					

既存集落型	一団の街区を形成する既存の集落及びその周辺（おおむね50以上の建築物が連たんしている土地の区域）の区域において、必要な公共施設等の整備が担保されており、良好な居住環境を形成することが可能な区域で、集落のコミュニティを維持、改善する等の目的で行う地区計画
宅地活用継続型	ア 既存集落を除いて、既に造成されている住宅団地等の地区計画 イ 工場、事業所等の立地により既に宅地化されている区域又は都市計画法及びその他の法律により整備された区域において、周辺環境との調和を図りながら継続的な土地利用を図っていく地区計画
沿道型・駅近接型	既存集落や沿道地域（鉄道駅に面する及び近接した地域、又は2車線以上の整備された幹線道路に面する地域）で、既に住宅が点在しているような区域において、地域の特性を活かし、住宅や居住者のための利便施設等を計画的に配置していく地区計画
沿道型（非住居系）	幹線道路沿道において、無秩序な開発の進行又はおそれがある場合、適正な土地利用の整序を図るため、許容する用途や土地利用の範囲を限定し用途の混在を防止するとともに、良好な環境を計画的に形成し将来においても維持・保全を目的とした地区計画
大規模開発型	ア 甲賀市国土利用計画、甲賀市都市計画マスタープランで位置付けされ、市街化区域における市街化の状況等からみて当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がなく、かつ、計画の内容、地権者の合意等の状況から判断して確実に実施されると見込まれるものに関する事業が行われる土地の区域における地区計画 イ 「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 46 号）による改正前の法第 34 条 10 号イに該当するものとして開発許可を受け、事業が行われた土地の区域における地区計画

□ 甲賀市屋外広告物条例について（概要）

甲賀市屋外広告物条例を平成 27 年 12 月 1 日より施行します。その概要は次のとおりです。

1 制定の理由

屋外広告物条例は、これまで原則として都道府県、指定都市及び中核市で定められるものでしたが、平成 16 年の景観法の制定及び屋外広告物法の改正によって、一般市町村であっても景観行政団体となれば定めることができるようになり、景観を構成する重要な要素である屋外広告物行政について、権限移譲による許可や簡易除却事務だけでなく、景観行政と一元的にルールづくりを行うことができるようになりました。

甲賀市でも平成 22 年 4 月より滋賀県から権限移譲を受け、滋賀県屋外広告物条例に基づく許可等の事務を行っており、平成 24 年 4 月に甲賀市景観条例を制定し景観行政団体に移行しました。また、平成 25 年 1 月に「甲賀市景観計画」を策定し、当市独自の屋外広告物条例を制定することを明記しております。今回、県条例を基本に地域の特性を踏まえた良好な景観形成の誘導を図っていくため、「甲賀市屋外広告物条例」を制定するものです。

良好な景観の中に、突然大きな広告物が出来たら・・・



最初は綺麗だった屋外広告物も、きちんとメンテナンスがされないと、逆効果になってしまいます。

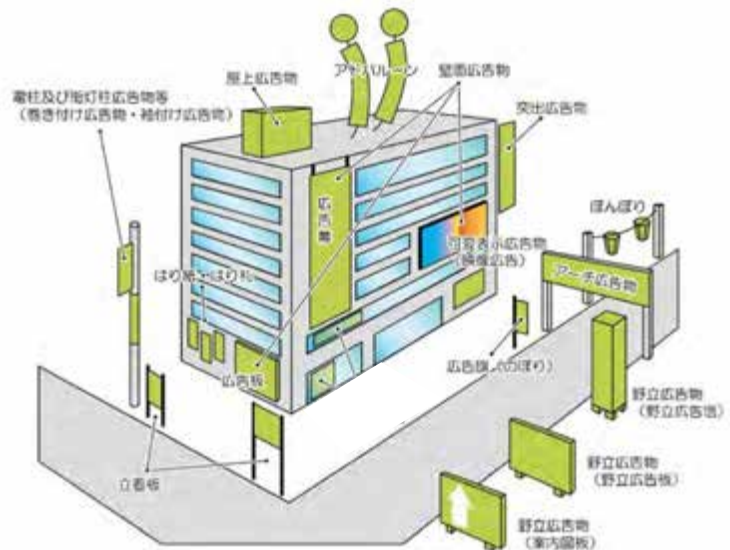


今ある良好な甲賀市の景観が、屋外広告物によって阻害されないよう、甲賀市屋外広告物条例を制定します。

2 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された物並びにこれらに類するものをいいます。

〈屋外広告物の例〉



■屋外広告物の種類

分類	自家用広告物	非自家用広告物	
		道標・案内図板	一般広告物
定義	自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示するもの	自己の敷地以外に設置し、店舗等への案内誘導のために設置される、表示面積の40%以上が地図や矢印、案内内容であるもの	左記以外の屋外広告物
イメージ			

3 現行（滋賀県条例）からの主な変更点

1 条例対象区域を拡大します。

条例の対象区域を景観計画と整合させ、市内全域とします。

■信楽町及び土山町の都市計画区域外の一部の地域を対象区域に加えます。

2 禁止地域の範囲を一部拡大、強化します。

禁止地域は、原則広告物の表示、設置を禁止する地域ですが、広告物の種類や規模により基準の範囲内で掲出することができます。

〈基準を強化する区域〉

■国宝や重要文化財の周囲、紫香楽宮跡、景観計画の景観形成地区のうち、「東海道士山宿形成地区」及び「土山地域東海道まちなみ景観形成地区」を第1種禁止地域とし、街並みや

周辺環境を保全するため制限を強化します。

(琵琶湖周辺地域レベル基準を適用)

〈拡大する区域〉

■景観計画でも明記していますインターチェンジの周辺の規制強化を図ります。(道路敷きから500mの範囲)



3 許可基準等を一部強化します。

■許可地域を5地域から3地域に変更し、規制を一部強化します。

■自然豊かな景観を守るため、高さ制限を強化します。

①屋上広告物の高さ制限の強化(20m以下を10m以下。10m以下を5m以下とします。)

②野立広告の高さを表示面の高さではなく、地上からの高さとしします。

禁止地域及び第1種許可地域内で道標及び案内図板を設置する場合、現行は表示部の高さが4.5m以下となっていますが、今回、屋外広告物の高さをできるだけ抑えるため、「地上から4.5m以下」としします。(他市条例制定時に地上よりに変更している。6市中5市(高島市、守山市、草津市、彦根市、野洲市)が地上からの高さ制限としています。)

■地色の規制を景観計画に合わせ、黒及び原色の使用規制から高彩度色の使用規制に変更し、強化します。

〈一部緩和〉

■新名神高速道路の沿道は、現状は道路から500mの範囲を規制しておりますが、甲賀市内の新名神道路については、高架や山林地を通るところが多いため、展望可能な300mの範囲を規制することとします。(高速道路通行車から展望可能な範囲とします。)



4 可変表示広告物(映像広告物等)の基準を設けます。

映像広告物は、近年LEDを利用したもの等が設置されるようになり、景観や交通安全上の影響が懸念されるため、映像広告にかかる一般基準や地域ごとの個別基準を設けます。

■第1種禁止地域については、自家用広告物でも設置できません。

■非自家用広告物を禁止し、自家用広告物についても1事業所1基とし、設置制限をします。



5 推奨基準適用地区を指定します。

景観形成地区、水口地域の旧東海道及び国道1号を推奨基準適用地区に指定し、良好な景観区域への誘導を図ります。

■第2種禁止地域の基準を推奨基準とし、これに適合する場合は許可期間3年以内を6年以内とします。



水口旧東海道



土山国道1号

6 歴史的伝統的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物の指定制度を設けます。

東海道など歴史的な景観を守るため及び景観的に優良な広告物を増やすために制度を設けるものです。

〈歴史的伝統的意匠屋外広告物〉

歴史的伝統的意匠を有し周辺景観と調和する
広告物を指定します。

指定された広告物は許可基準の適用除外とします。



〈優良意匠屋外広告物〉

周辺景観との調和や広告物自体の観点からモデル
となる広告物を指定します。

指定された広告物は、許可期間3年以内を6年以内
とします。



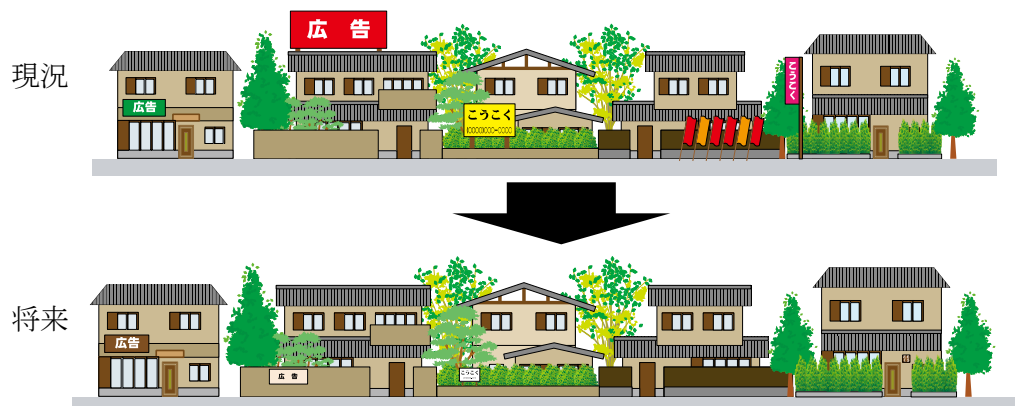
7 その他

〈経過措置〉

市条例施行前に許可を受けて、適法に掲出されている屋外広告物のうち、市条例の施行に伴い基準に適合しなくなるものについては、7年の経過措置期間を設けて、新基準に適合するように計画的な改修をお願いしていきます。

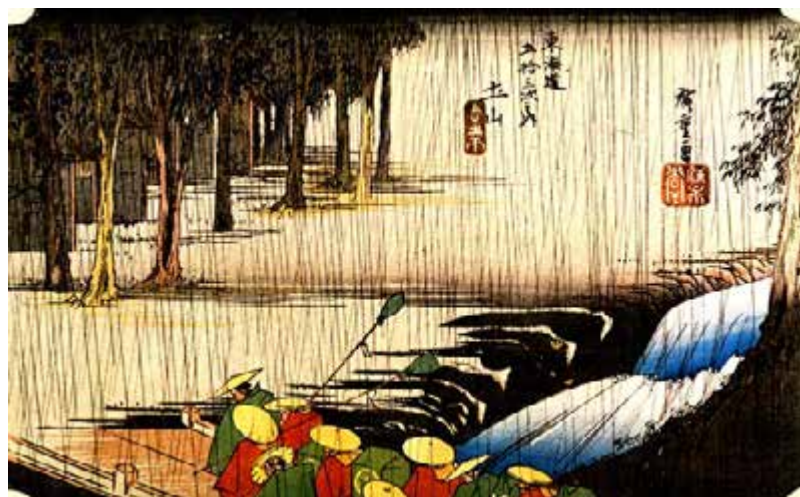
〈公共的団体の拡大〉

告示により公共的団体に自治会等を追加し拡大を図り、許可申請から届出の手続きに変更します。





甲賀市屋外広告物 ガイドライン



甲賀市

目 次

■はじめに	1
1 甲賀市屋外広告物条例の目的	1
2 ガイドラインの目的	1
■第1章 屋外広告物について	2
1 屋外広告物とは	2
2 屋外広告物の種類（主な屋外広告物）	2
■第2章 制限等の内容について	3
1 禁止物件	3
2 禁止広告物等	3
3 適用除外広告物	4
4 地域の区分	5
（1）地域区分表	5
（2）地域区分図	6
5 許可基準	8
（1）一般基準	8
（2）屋外広告物の設置の可否について（簡易判定表）	9
（3）地域区分及び分類別基準	10
・第1種禁止地域	10
・第2種禁止地域	12
・第1種許可地域	13
・第2種許可地域	14
・第3種許可地域	15
（4）種類別基準	16
6 推奨基準適用地区について	17
7 歴史的伝統的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物	18
■第3章 申請手続きの進め方	19
1 手続きのフロー（申請）	19
2 許可申請手数料及び許可の期間	20
3 経過措置	21
■第4章 その他	22
1 管理義務等	22
2 除却義務	22
3 違反広告物に対する処分	23
4 屋外広告物業の登録について	23

■ はじめに

1 甲賀市屋外広告物条例の目的

屋外広告物は、店舗やサービス等の情報を提供する媒体として欠かせないという面がある一方で、それを目立たせるために大きさや数量、色彩等が過度に強調されることにより、まちなみの景観を阻害する要因となる側面を持っています。また、甲賀市景観計画では、景観を構成する重要な要素である屋外広告物について、屋外広告物の許可基準等を見直す方向性を定めています。

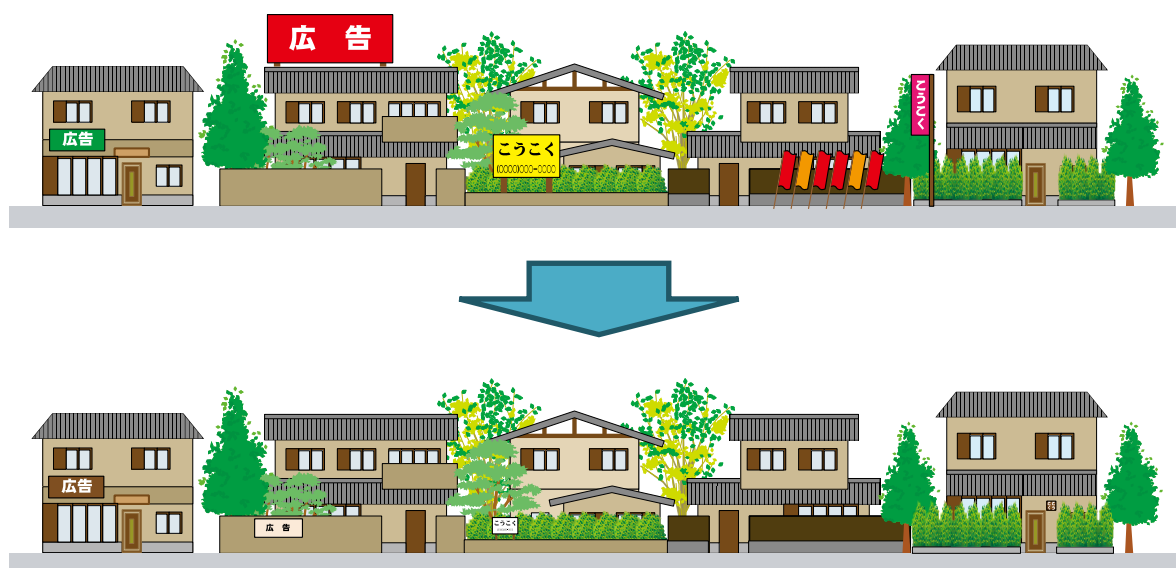
この条例は、屋外広告物、屋外広告物を掲出する物件の設置及びこれらの維持について必要な規制を行うことにより、もって良好な景観形成や風致の維持及び向上を図るとともに、屋外広告物の破損、落下、倒壊等による公衆に対する危害を防止することを目的とします。

2 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、甲賀市屋外広告物条例についてわかりやすく解説することを目的として制作したものです。屋外広告物についてのルールを理解していただき、甲賀市らしい景観の形成に配慮した屋外広告物の設計にご活用ください。

また、法・条例による許可手続を必要としない屋外広告物を設置するときも、本ガイドラインを参考に、周辺の景観に調和した魅力的なデザイン・色彩・素材等となるよう努めてください。

条例による規制を遵守していただくとともに、美しく安全で住みよい甲賀市のまちづくりにご協力をお願いします。



■ 第1章 屋外広告物について（条例第2条）

1 屋外広告物とは

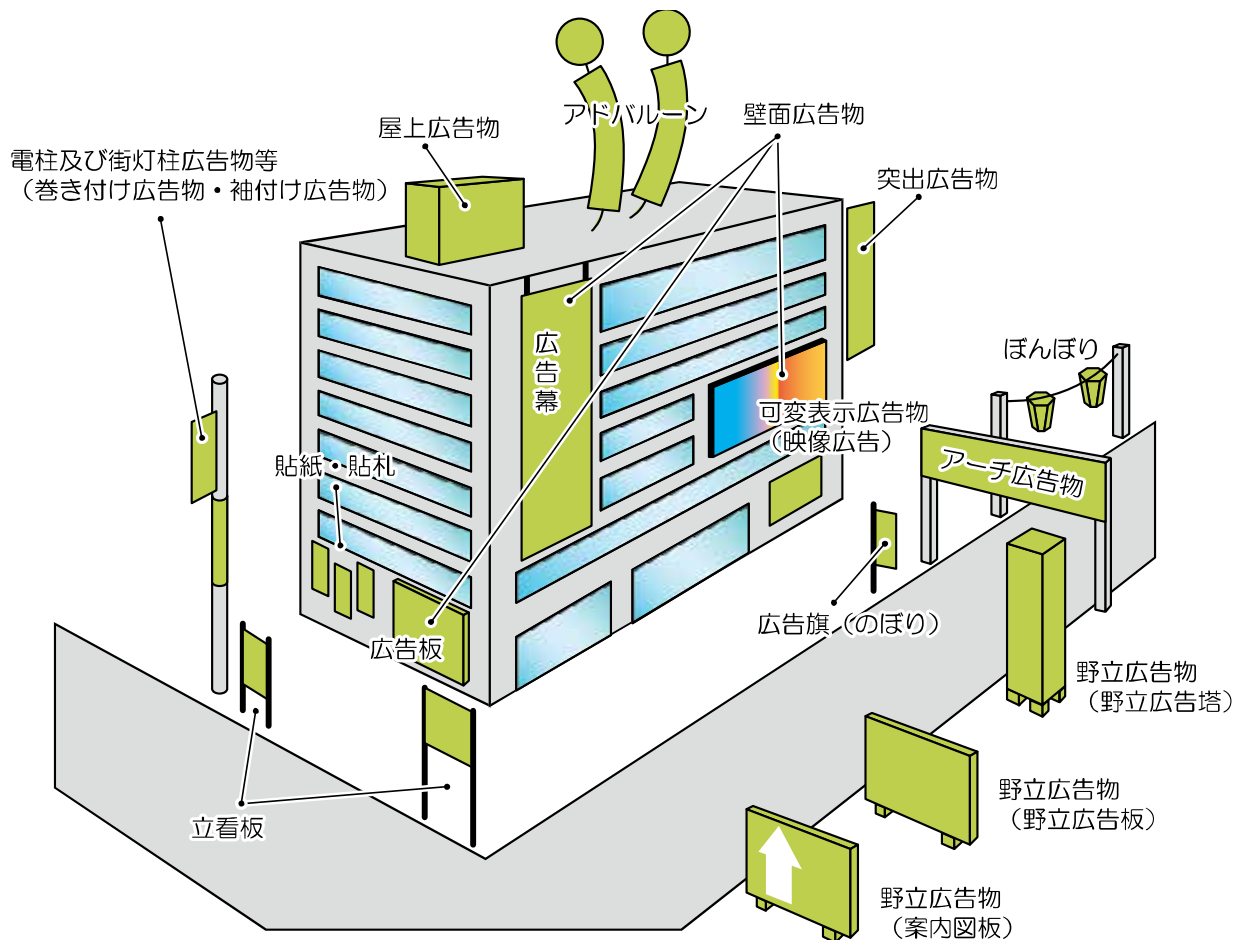
次の4つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容の如何に関わらず、屋外広告物法に定める屋外広告物となります。例として、単なる個人の名前、法人の名称、取扱い商品等の文字表示、会社や商品の商標、シンボルマークといった表示も屋外広告物になります。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ② 屋外で表示される（建築物などの外側にある）こと
- ③ 公衆に表示されるものであること
- ④ 看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告板、広告塔、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

街頭で配布されるチラシや音声による宣伝放送、サーチライトおよび照明の類、駅構内やバス内、建物内部に掲出された表示物は、「屋外広告物」に該当しません。

2 屋外広告物の種類（主な屋外広告物）

形態や素材、利用物件による屋外広告物の種類は以下の通りです。



■ 第2章 制限等の内容について

1 禁止物件（条例第4条）

次の物件には、地域に関係なく原則として広告物を掲出できません。

【公共構造物】橋、トンネル、高架構造物など

【道路関係】道路の路面、分離帯、信号機、道路標識、交通安全施設（ガードレール等）、
駒止めの類、里程標の類、街路樹、路傍樹など

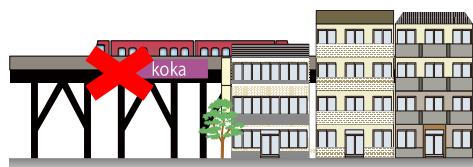
【文化的物件】彫像、記念碑、景観重要建造物および景観重要樹木など

【公共的物件】公共用の石垣・擁壁の類、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、消火栓、
防火水槽およびその防護柵、火災報知機、送電用鉄塔、送受信塔、照明塔、
ガスタンク、水道タンク、その他タンク類

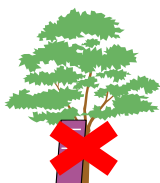
＜違反広告物の例＞



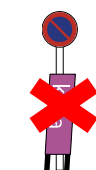
（橋りょう）



（高架構造物）



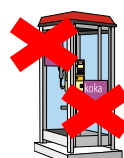
（街路樹）



（道路標識）



（彫像）



（電話ボックス）



（郵便ポスト）

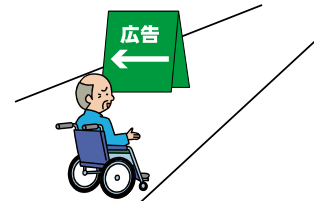
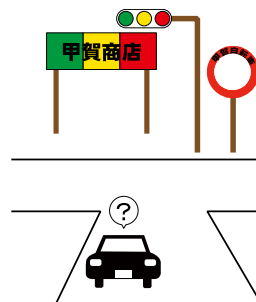
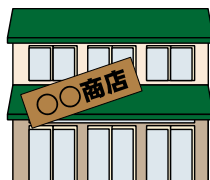
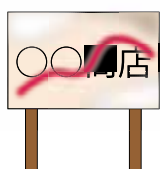


（消火栓）

2 禁止広告物等（条例第5条）

広告物の状態が次のいずれかに該当する場合は、表示・掲出することが禁止されています。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



＜交通安全の観点から＞

信号や道路標識の周囲や、その背後に屋外広告物を表示・掲出しようとする場合は、規模や位置、色彩等に注意して、交通安全の妨げにならないようにする必要があります。道路については、車道だけでなく、歩道上にも交通安全の妨げになる広告物は掲出することは出来ません。

3 適用除外広告物（条例第8条）

条例が適用されず、禁止地域等にも表示・掲出できる広告物があります。

① 「禁止物件」、「禁止地域」、「許可地域」であっても規制が適用されない例 （条例第8条第1項）

- 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
- 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件
- 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件
- 景観法により指定された景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
- 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔、ガスタンク、水道タンクその他のタンクの類にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物で、表示面積の合計が5㎡未満のもの
- 橋りょう、トンネル、高架構造物、公用又は公共用の石垣、擁壁の類、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所及び路上変電塔、信号機、道路標識及び交通安全施設、駒止めの類並びに里程標の類、消火栓、防火水槽及びその防護柵、火災報知機並びに火の見やぐら等に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で、表示面積の合計が5㎡未満のもの
- ガスタンク、水道タンクその他のタンクの類に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
- 公益上必要な施設又は物件で寄贈者名等を表示するもののうち、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの1/5以内のもの

② 「禁止地域」、「許可地域」であっても規制が適用されない例 （条例第8条第2項）

- 自家用広告物で、敷地内の広告物の総量が禁止地域においては5㎡以下、許可地域においては10㎡以下のもの
- 自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示するもので、敷地内の広告物の総量が禁止地域においては5㎡以下、許可地域においては10㎡以下のもの
- 団体又は個人が、政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために自己の土地若しくは物件に表示する広告物又はその掲出物件で、敷地内の広告物の総量が禁止地域においては5㎡以下、許可地域においては10㎡以下のもの。
- 冠婚葬祭、祭礼等のため、慣例上一時的に表示するもの
- 講演会、講習会、音楽会、展覧会その他催事のため、その期間中、その会場敷地内に表示するもの
- 建設工事について、その工事期間中表示されるもの（周囲の景観と調和していること。宣伝の用に供されるものでないもの）
- 人、動物又は車両、船舶等移動するものに表示するもの
- 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
- 政治資金規正法による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、貼紙若しくは貼札若しくはこれらに類する広告物又はその掲出物件で、基準に適合するもの
- 歴史的伝統的意匠屋外広告物（P.18 参照）
- 表示又は設置の日及び当該日から14日以内に自ら除却する旨並びに責任者の住所、氏名及び連絡先を明示して表示するもの

③ 通知又は届出が必要となるもの

国、地方公共団体が表示・掲出する広告物、市長が別に定める公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物については、規制の適用は除外されますが、あらかじめ市長に通知又は届出する必要があります。また、できる限り基準に合わせ景観に配慮したものを表示・掲出してください。

4 地域の区分

地域の景観的特性を踏まえ、市内全域を禁止地域2種類、許可地域3種類の5つに区分しています。また、推奨基準適用地区を設け、周辺景観に調和した景観へ誘導を図ります。

(1) 地域区分表

禁止地域	第1種 禁止地域	- 指定した国宝及び重要文化財の建造物のある敷地の周囲 50m（八坂神社、飯道神社、新宮神社、加茂神社、油日神社） - 紫香楽宮 - 景観計画における「東海道士山宿景観形成地区」、「土山地域東海道まちなみ景観形成地区」
	第2種 禁止地域	- 第1・2種低層住宅専用地域、都市公園・緑地、古墳・墓地 - 高速道路（新名神）の道路敷 - 国道 307 号沿道景観形成地区のうち道路敷の部分 - 杣川河川景観形成地区のうち河川敷の部分 - 土山地域幹線道軸の地域（国道 1 号線沿線を除く） - 国道 477 号全区間（土山地域の範囲）、県道大河原北土山線全区間の道路敷から 50m以内の地域 - 自然公園特別地域 - インターチェンジの周辺（道路敷から 500mの範囲）
許可地域（※）	第1種 許可地域	- 高速道路（新名神）から 展望可能な 300m以内の地域 - 高速道路（新名神）のうち、土山SA、甲南PAから展望可能な 500m以内の地域 - 鉄道から 100m以内の地域 - 指定道路（一般国道及び県道草津伊賀線、県道泉水口線の南林口以東、市道名坂中邸線）から 30m以内の地域
	第2種 許可地域	第1種許可地域、第3種許可地域を除く他の地域
	第3種 許可地域	第1・2種低層住居専用地域以外の住居系用途地域（第1種許可地域を除く）

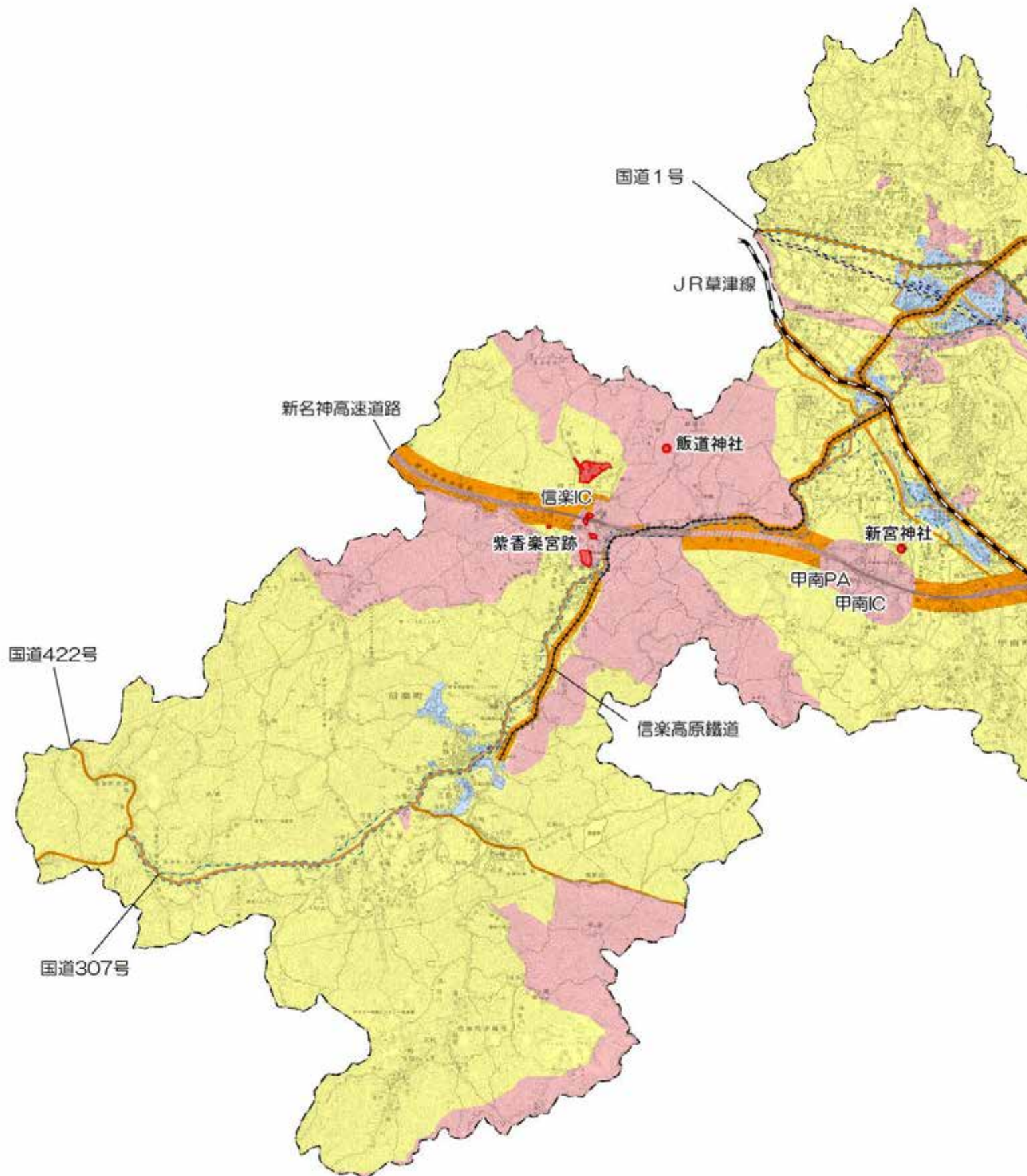
※ 禁止地域を除く

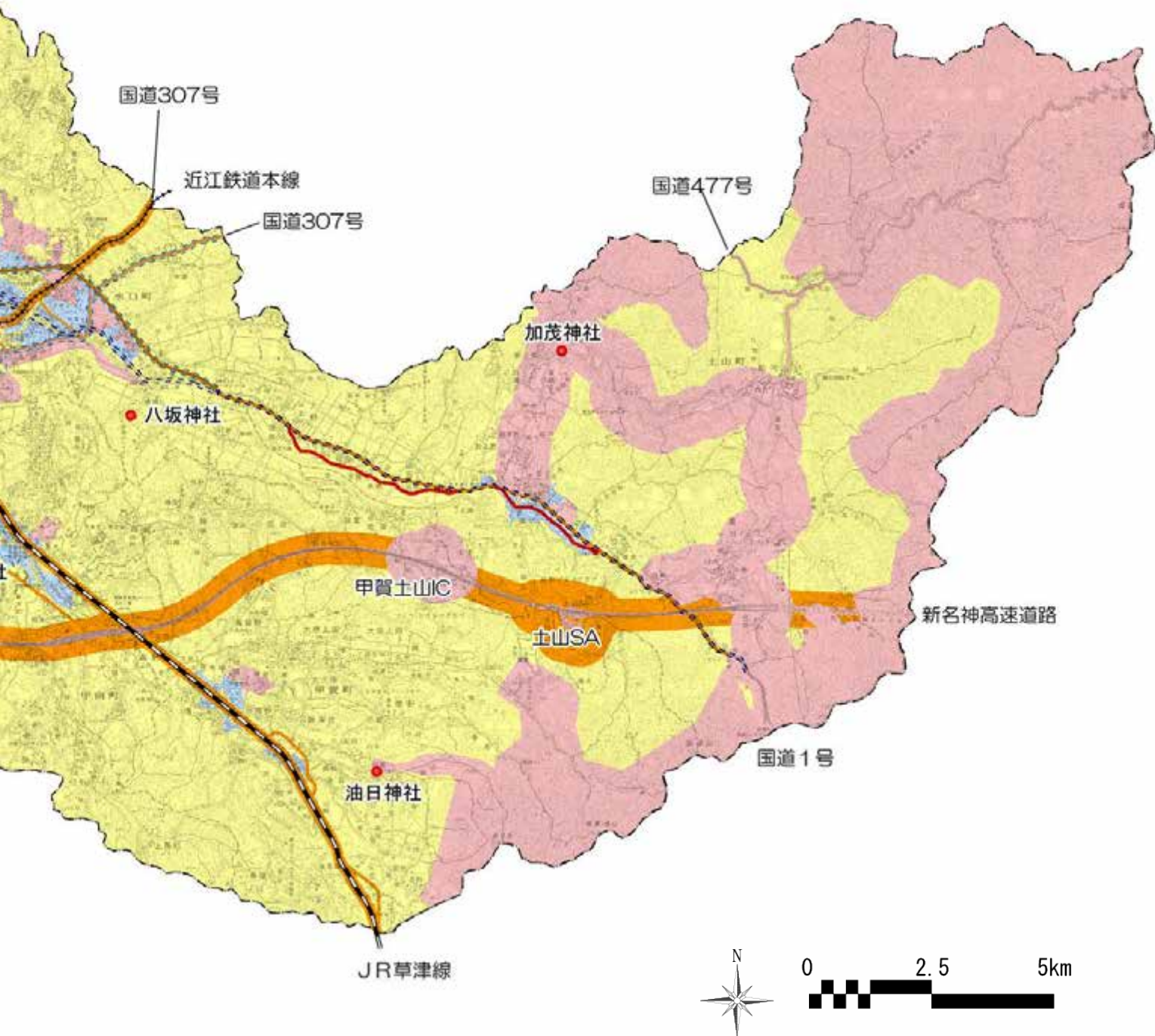
推奨基準適用地区（禁止地域を除く）

第1種	- 土山地域国道 1 号沿線地区 - 水口地域旧東海道沿線地区
第2種	- 国道 1 号の甲賀市土山地域との境界から湖南市との境界までの区間の道路敷から 30m以内の地域 - 国道 307 号沿道景観形成地区 - 杣川河川景観形成地区

※ 推奨基準適用地区については該当する上記のいずれかの許可地域の申請要件・基準を適用します。推奨基準（P. 17）を努力義務とし、この推奨基準に適合する場合、許可期間が最大3年の屋外広告物について許可期間を最大6年まで延長することができます。ただし、可変表示式広告物は除きます。

(2) 地域区分図





- | | |
|---|---------|
| | 第1種禁止地域 |
| | 第2種禁止地域 |
| | 第1種許可地域 |
| | 第2種許可地域 |
| | 第3種許可地域 |

推奨基準適用地区（禁止地域を除く）

- | | |
|--|---|
| | 第1種推奨基準適用地区 |
| | ・土山地域国道1号沿線地区 |
| | ・水口地域旧東海道沿線地区 |
| | 第2種推奨基準適用地区 |
| | ・国道1号の甲賀市土山地域との境界から湖南市との境界までの区間の道路敷から30m以内の地域 |
| | ・国道307号沿道景観形成地区 |
| | ・杣川河川景観形成地区 |

5 許可基準

(1) 一般基準

許可地域・禁止地域の両方に適用されます。

- ① 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。



- ② 地色は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色を使用しないこと。



- ③ 反射材等を用いる場合は、交通の安全性に十分配慮すること。



- ④ 蛍光及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。

昼間



夜間



- ⑤ 照明を伴うものにあつては、照明の光及び照明器具自体が周辺の景観又は風致を害しないこと。



- ⑥ ネオンサイン等は、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。



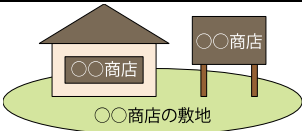
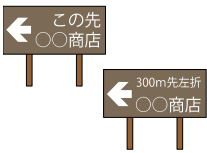
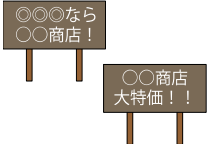
(2) 屋外広告物の設置の可否について（簡易判定表）

○：設置可（原則許可が必要です。） ×：設置不可

地域 \ 広告物	自家用広告物	非自家用広告物			適用除外 広告物	
		道標・ 案内図板	一般広告物			
			野立 広告物	その他		
第1種禁止地域	 総面積5㎡以下は許可不要				 すべて許可 不要	
第2種禁止地域						
第1種許可地域						
第2種許可地域						
第3種許可地域						

※ 詳しい規制内容については、P10からの地域区分別及び分類別基準で確認してください。

<屋外広告物の種類>

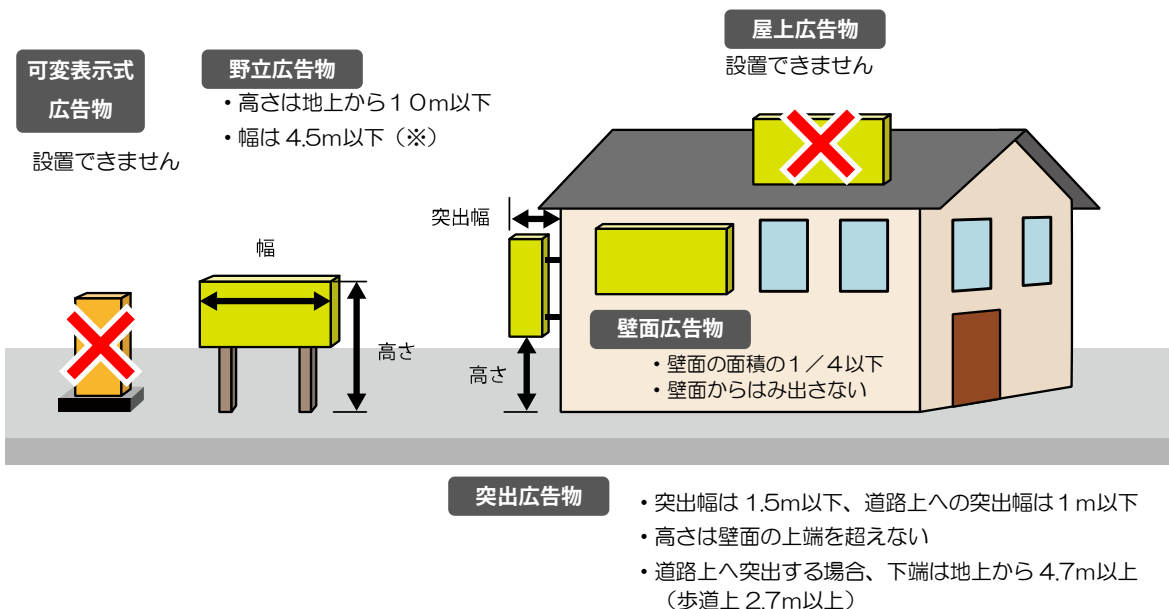
自家用広告物		自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示するもの	
非自家用広告物	道標・案内図板	自己の敷地以外に設置し、店舗等への案内誘導のために設置される、表示面積の40%以上が地図や矢印、案内内容であるもの	
	一般広告物 (非自家用広告物)	上記以外の屋外広告物	
適用除外広告物		法令の規定により表示するものなどの条例の規定から一部除外されている広告物	

(3) 地域区分及び分類別基準

第1種禁止地域

■自家用広告物（合計が5㎡までの場合は許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。（※）



※ 用途地域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合は、この規定は適用されません。

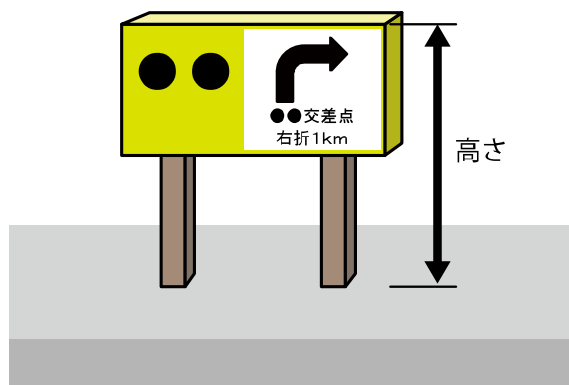
■非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

■道標・案内図板

道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の40%以上であること



- 表示面積は片面3㎡以下（2人以上の場合は5㎡以下）
- 高さは地上から4.5m以下（指定道路沿線では路面から4.5m以下）
- 同一広告主が複数設置する場合は、500m以上離すこと
- 国道同士の交差点から30m以内は設置できません。

■色彩及び素材

<色彩>

① 広告物の地色（※）は、彩度8を超えない。

本ガイドラインでは、色彩を「マンセル表色系」により表現します。マンセル表色系では、色彩を色相、明度、彩度の三属性によって表現します。地色（※）として利用できる色彩の例は以下の通りです。



※ 地色：下地の色

<色相・彩度・明度（色彩の三属性）について>

- 色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)等の色名によって特徴付けられます。
- 彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性といいます。
- マンセル値 5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相 5G、明度 5、彩度 10を表しています。

ごじー ごのじゅう
5G 5 / 10
色相 明度 彩度

② 彩度10を超える色を使用する場合、1面の面積あたり1/3以上使用しない。

③ 支柱又は広告物の裏側は、原則濃い茶色とする。

参考：JIS の慣用色名

茶色 5YR 3.5/4 焦茶 5YR 3/2

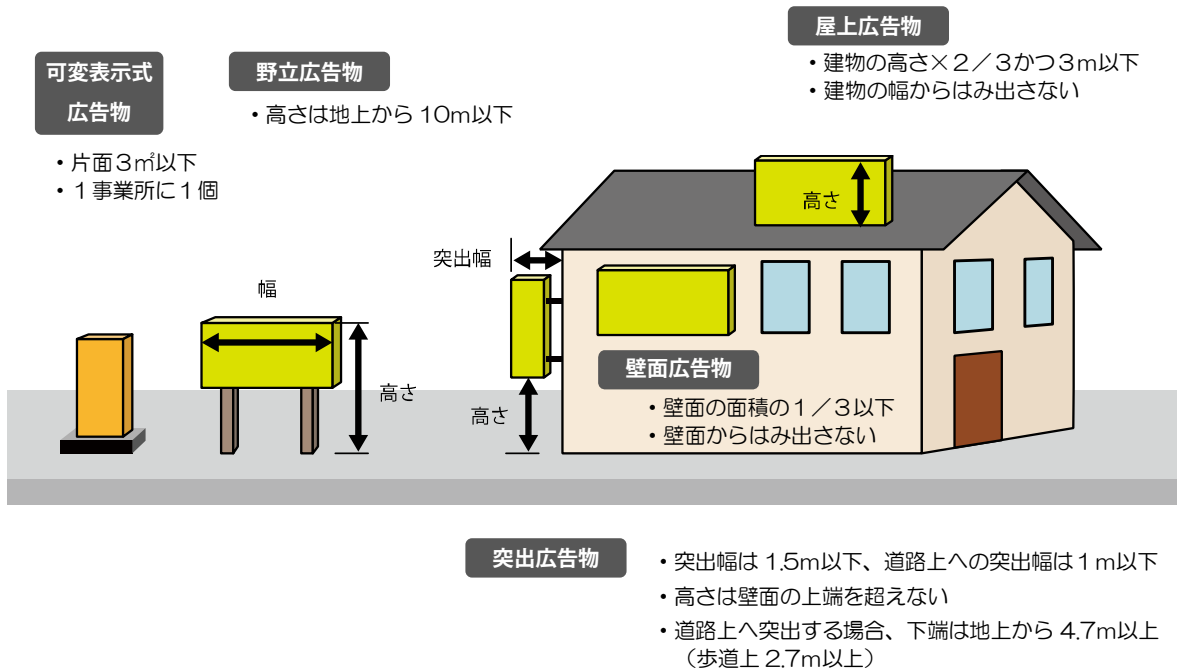
<素材>

① 木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。

第2種禁止地域

■自家用広告物（合計が5㎡までの場合は許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。



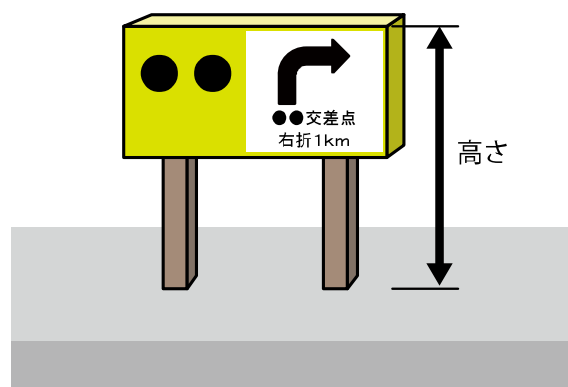
■非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

■道標・案内図板

道標・案内図板

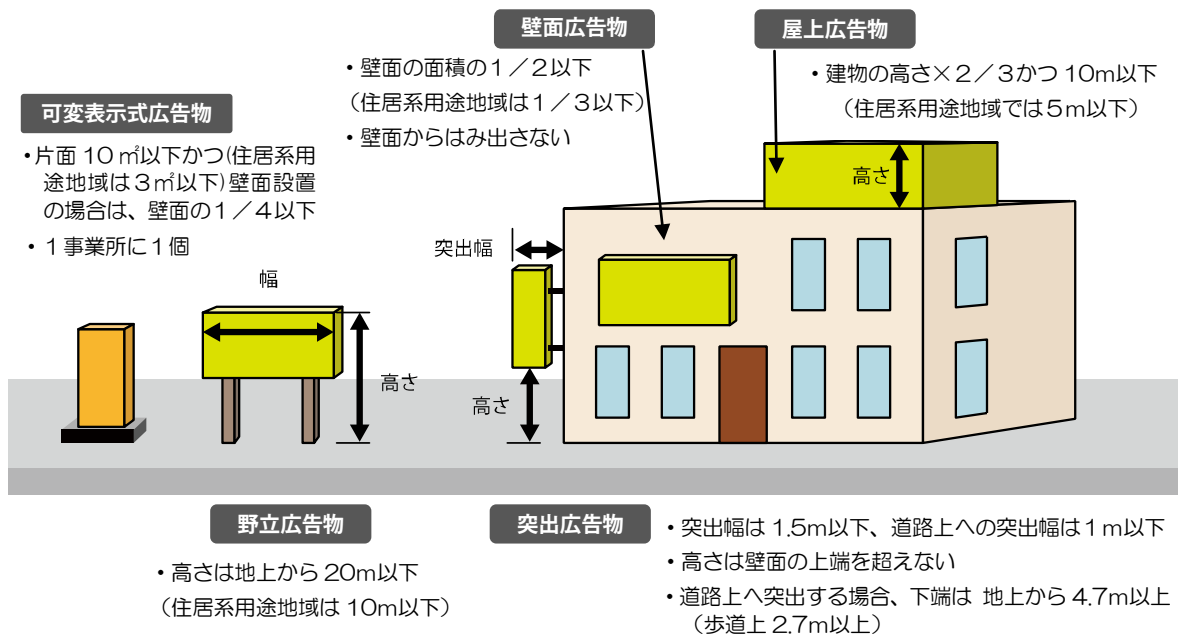
地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が、広告表示面積の40%以上であること



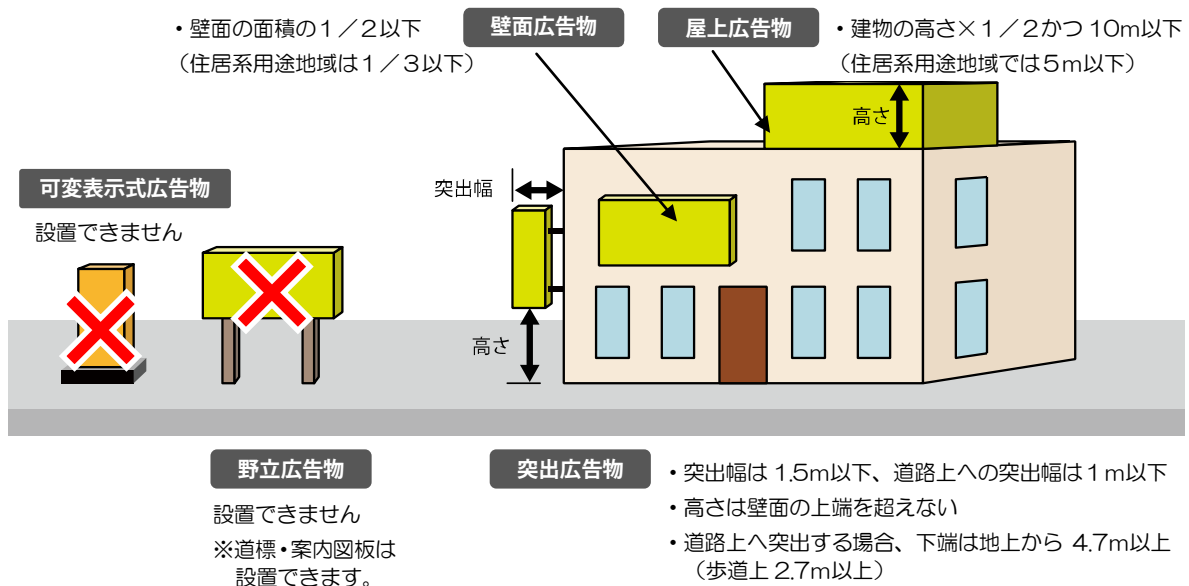
- 表示面積は片面5㎡以下（2人以上の場合は8㎡以下） (Display area is 5㎡ or less on one side (8㎡ or less for 2 or more people))
- 高さは地上から4.5m以下（指定道路沿線では路面から4.5m以下） (Height is 4.5m or less from the ground (4.5m or less from the pavement on designated road along the line))
- 同一広告主が複数設置する場合は、500m以上離すこと (When multiple signs are installed by the same advertiser, they must be 500m or more apart)
- 国道同士の交差点から30m以内は設置できません (Cannot be installed within 30m of intersections of national roads)

第1種許可地域

■自家用広告物（合計が10㎡までの場合は許可不要）



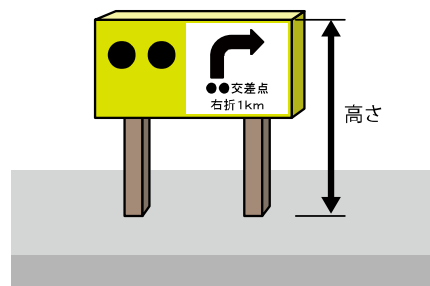
■非自家用広告物



■道標・案内図板

道標・案内図板

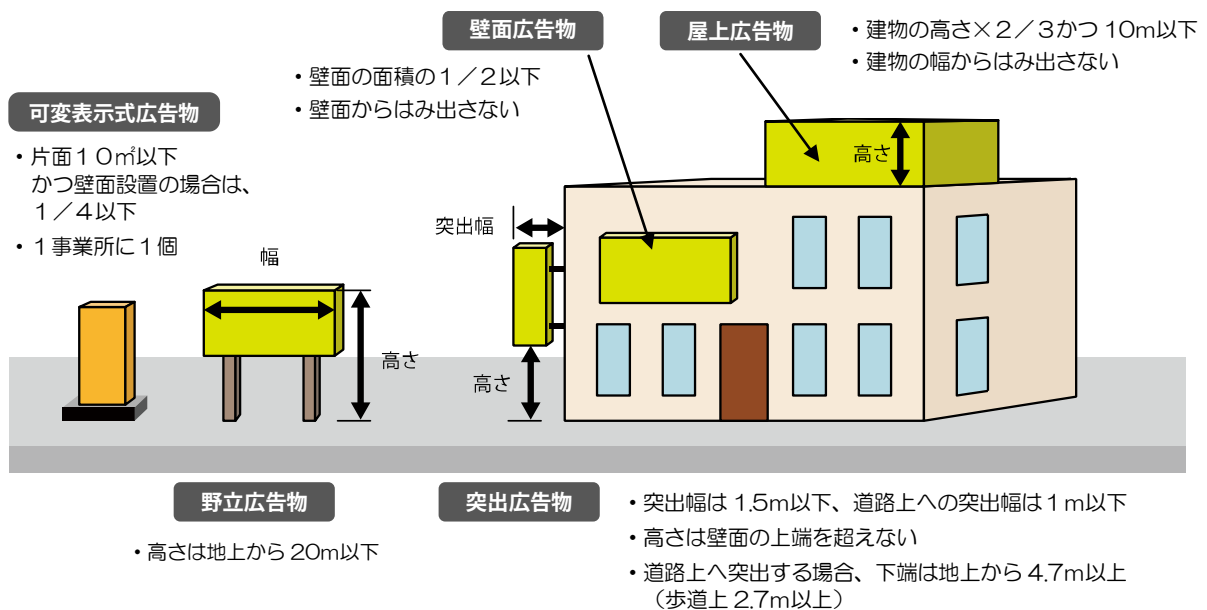
地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の40%以上であること



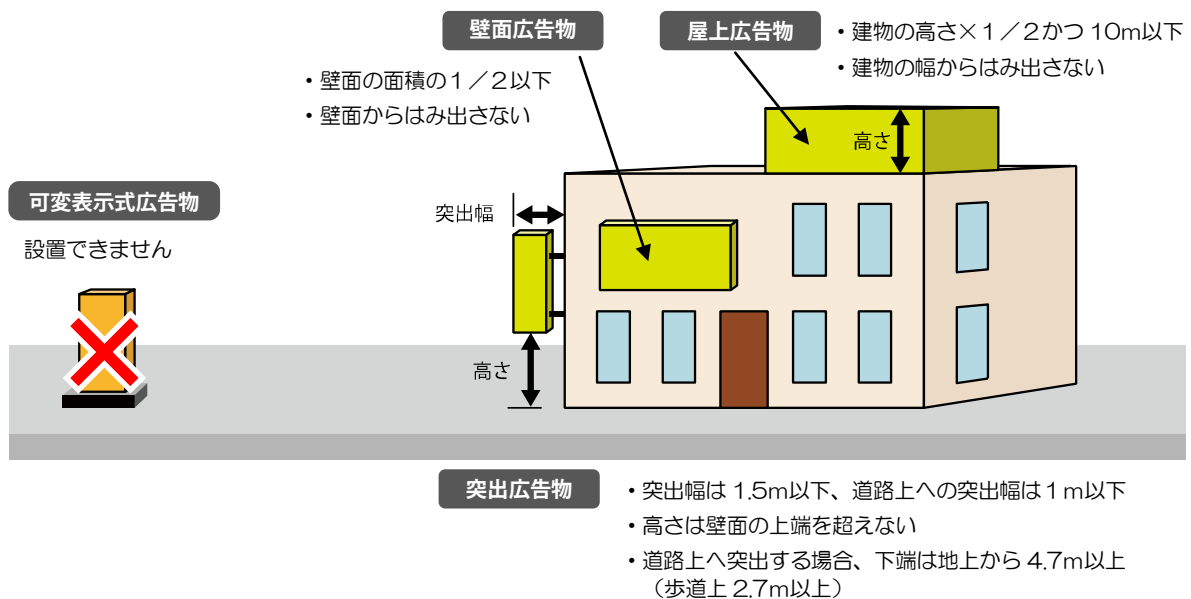
- 表示面積は片面5㎡以下(2人以上の場合は8㎡以下)
- 高さは地上から4.5m以下(指定道路沿線では路面から4.5m以下)
- 同一広告主が複数設置する場合は、100m×100mの範囲内に2個以内
- 国道同士の交差点から30m以内は設置できません

第2種許可地域

■自家用広告物（合計が10㎡までの場合は許可不要）

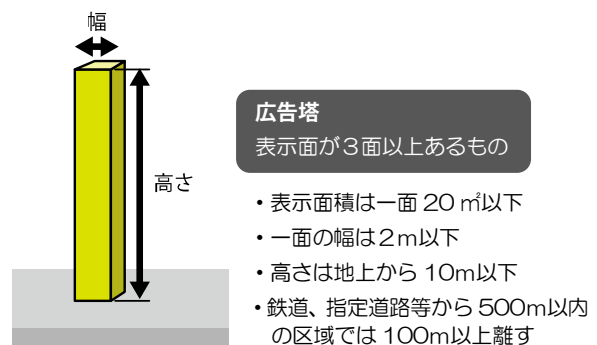
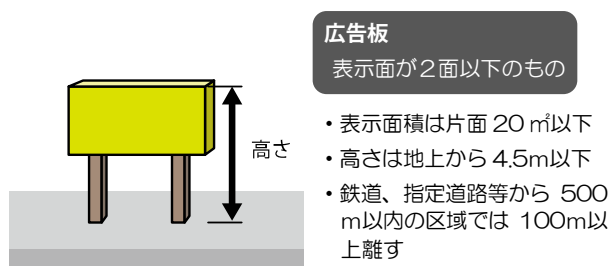


■非自家用広告物



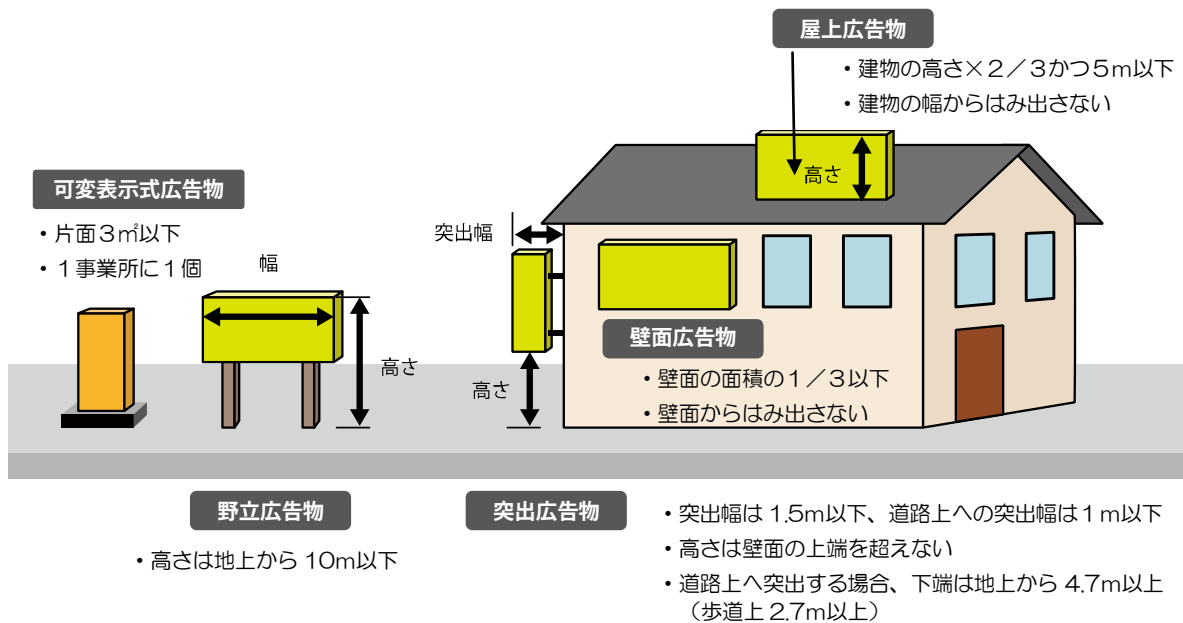
野立広告物

道標・案内図板

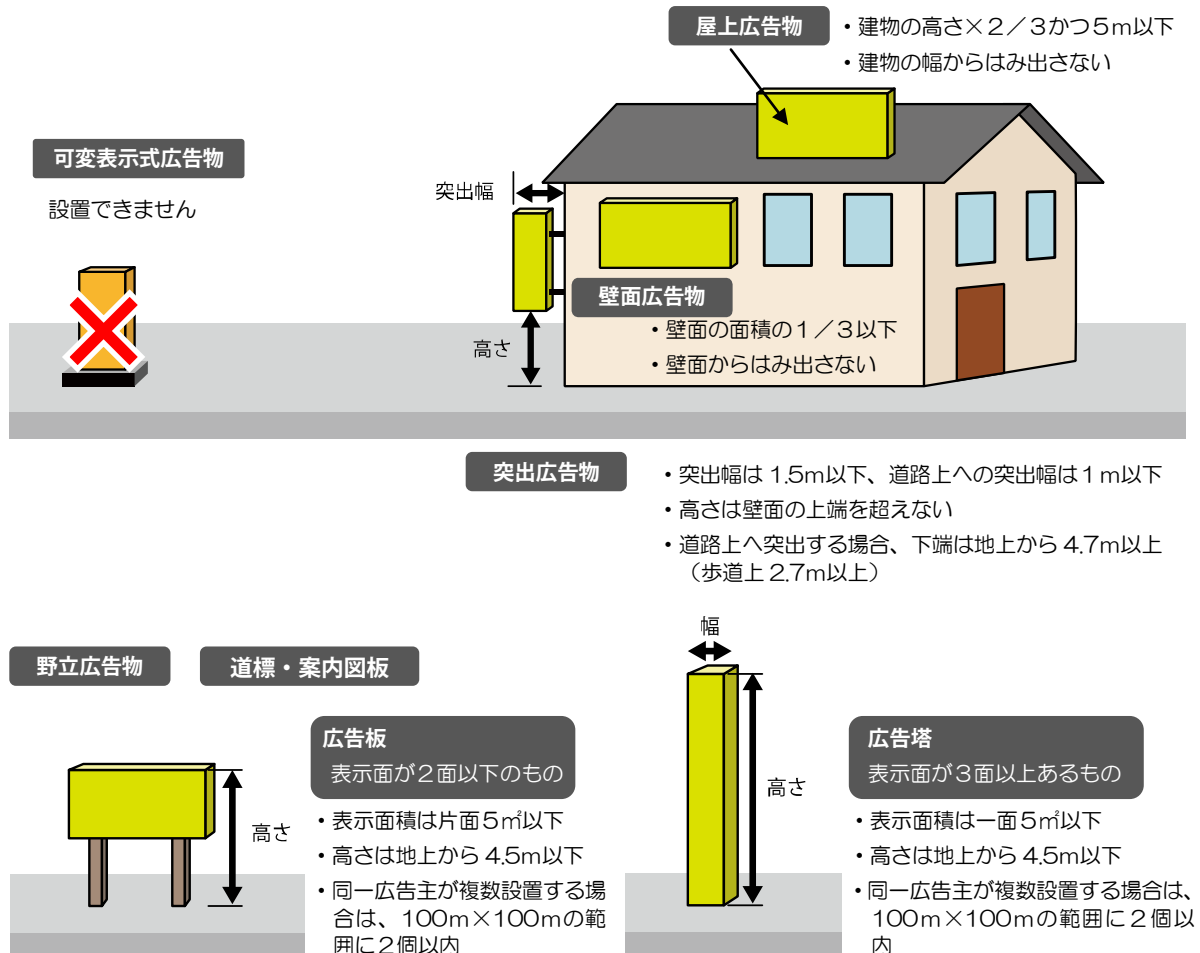


第3種許可地域

■自家用広告物（合計が10㎡までの場合は許可不要）



■非自家用広告物

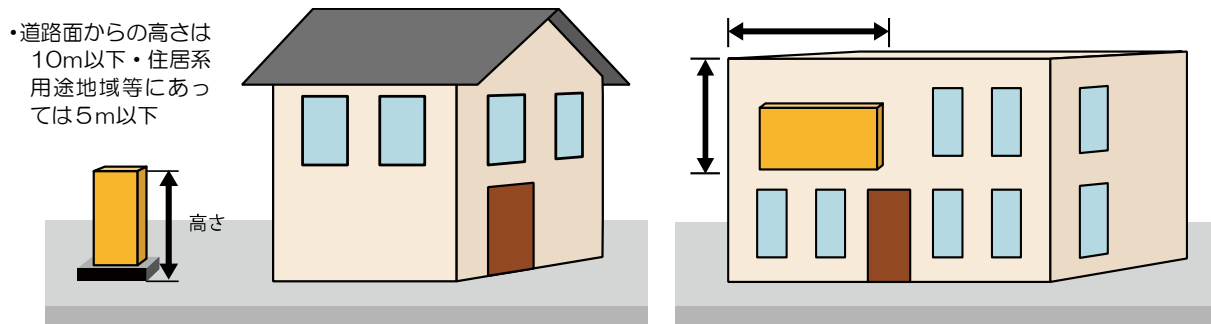


(4) 種類別基準

可変表示式広告物

■自家用広告物

- a. 第1種禁止地域では、設置できません。
- b. 一方向から見た表示面積の合計は、第2種禁止地域・第3種許可地域では3㎡であること。
第1種許可地域：第2種許可地域では10㎡以下であること。
- c. 個数は、1事業所等につき1個以内であること。
- d. 壁面広告物である場合は、壁面の見つけ面積の4分の1以下であること。
- e. 野立広告物である場合は、指定道路沿線においては、道路面からの高さは10m以下であること。住居系用途地域では5m以下であること。
- f. 該当する屋外広告物の種類の基準を満たすこと。

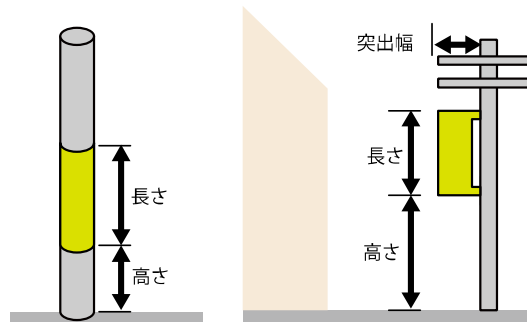


■非自家用広告物

- a. 設置を許可しない。

電柱の類を利用する広告物

- a. 巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下であること。
- b. 袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上で、長さは1.5m以下、突出幅は0.9m以下であること。ただし、広告物の表示面積は片面1.2㎡以下であること。
- c. 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。
- d. 広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。



その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、貼紙、貼札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーン及びぼんぼり	一般基準を適用する。

6 推奨基準適用地区について

推奨基準適用地区（景観モデル地区）

推奨基準適用地区については、景観モデル地区として該当する許可地域の申請要件・基準を適用したうえで、努力義務として推奨基準を設けています。

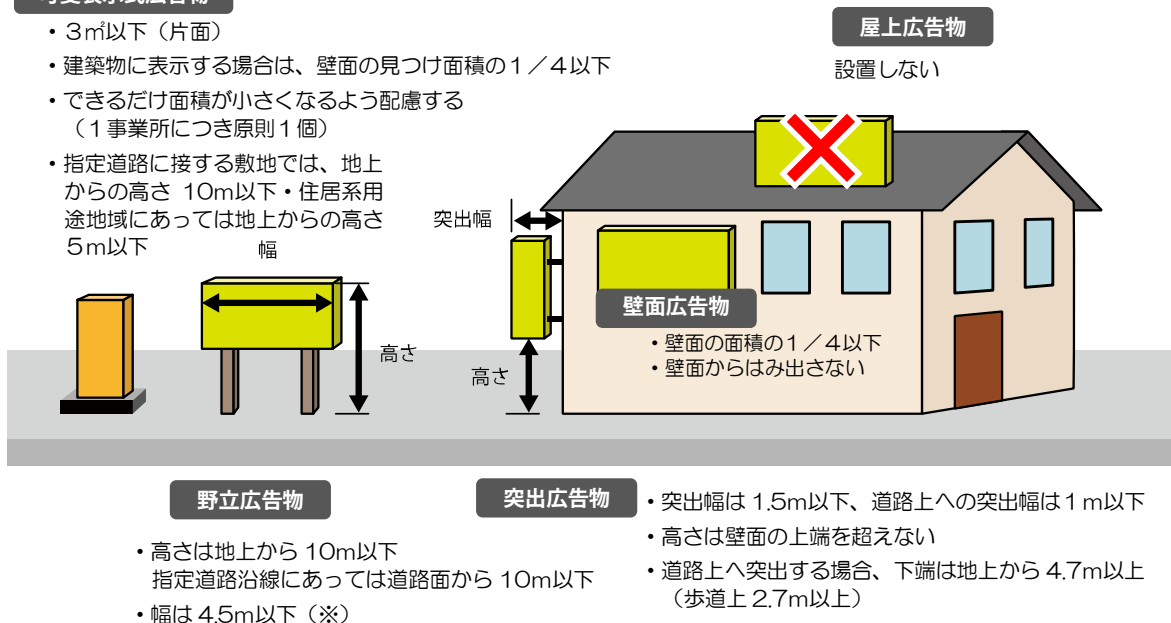
この推奨基準に適合する場合、許可期間が最大3年の屋外広告物について許可期間を最大6年まで延長することができます。ただし、可変表示式広告物は除きます。

■自家用広告物

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下であること。

可変表示式広告物

- ・3m以下（片面）
- ・建築物に表示する場合は、壁面の見つけ面積の1/4以下
- ・できるだけ面積が小さくなるよう配慮する（1事業所につき原則1個）
- ・指定道路に接する敷地では、地上からの高さ10m以下・住居系用途地域にあっては地上からの高さ5m以下



※ 用途地域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合は、この規定は適用されません。

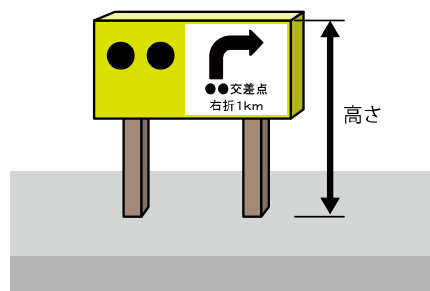
■非自家用広告物

非自家用広告物は設置しないこと。ただし、道標・案内図板は設置できます。

■道標・案内図板

道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が、広告表示面積の40%以上であること



- ・表示面積は片面5㎡以下（2人以上の場合は8㎡以下・できるだけ集約すること）
- ・高さは地上から4.5m以下
指定道路沿線にあっては道路面から4.5m以下
- ・同一広告主が複数設置する場合は、相互間距離を500m以上離すこと

■色彩及び素材

色彩及び素材に関する基準は、第1種禁止地域の基準（P. 10）を準用する。ただし、広告物の地色の地色は、彩度8を超えないものとする。

- ※ 第1種地域では、自家用広告物の総面積が、10㎡以下の場合は届出が必要です。
- ※ 3年ごとに安全点検を行い、報告すること。

7 歴史的伝統的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物（条例第10条）

甲賀市独自の屋外広告物に関する取り組みとして、歴史的伝統的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物の指定制度を設けます。

広告物の所有者の申請に基づき、景観審議会の意見を聴いて指定します。

〈歴史的伝統的意匠屋外広告物〉（※）

歴史的伝統的意匠を有し周辺景観と調和する広告物を指定します。

指定された広告物は許可基準の適用除外とします。



〈優良意匠屋外広告物〉（※）

周辺景観との調和や広告物自体の観点からモデルとなる広告物を指定します。

指定された広告物は、許可期間最大3年以内を最大6年以内に延長することができます。

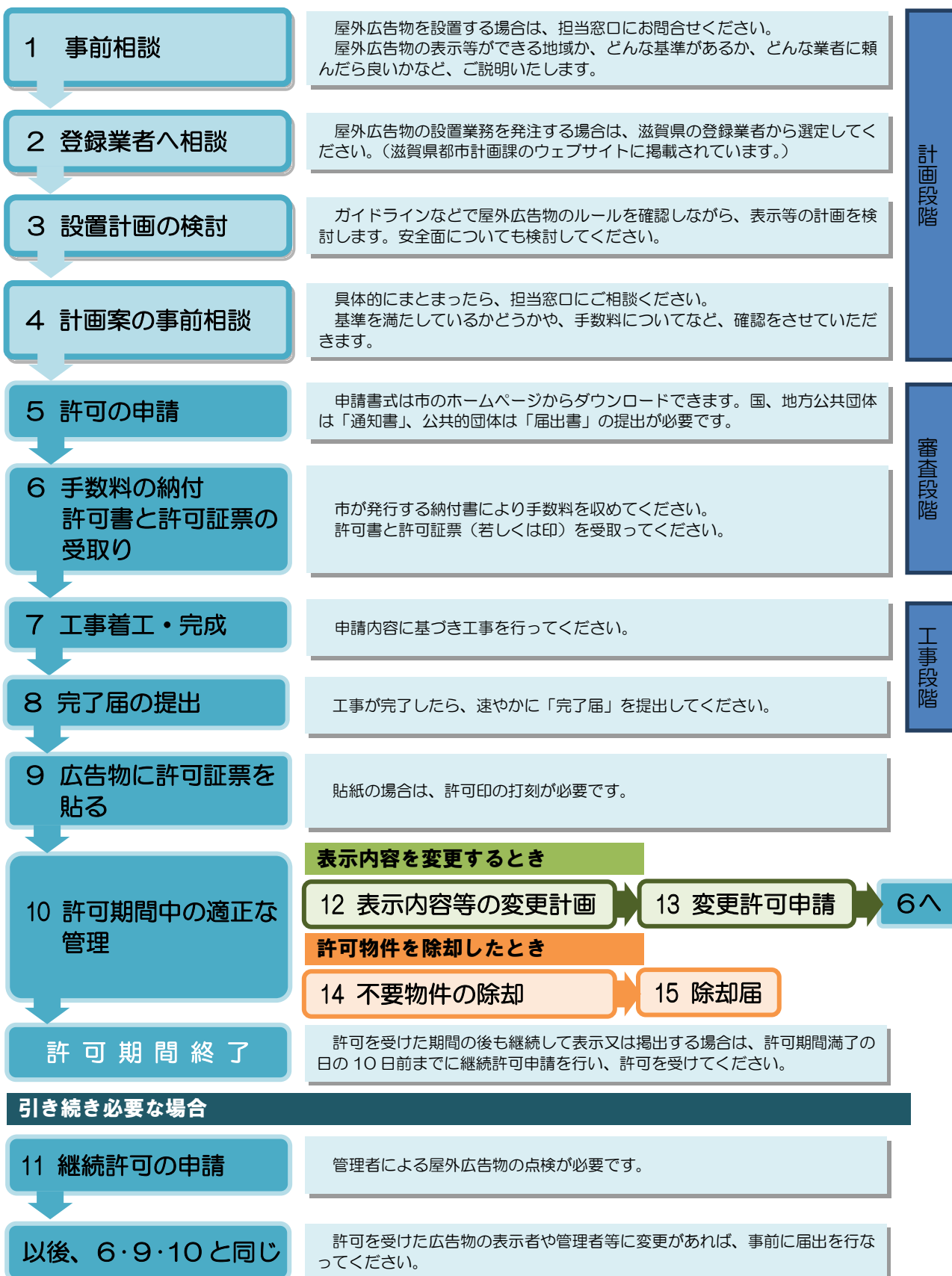


※ ただし、3年ごとに安全点検を行い、報告すること。

■ 第3章 申請手続きの進め方

1 手続きのフロー（申請）

甲賀市内に屋外広告物を表示又は掲出しようとするときは、甲賀市の許可が必要です。



2 許可申請手数料及び許可期間

屋外広告物許可手数料および許可期間は以下の通りです。

	区分	単位	金額(円)	許可期間
看板、広告板及び広告塔(これらに類するネオン類照明広告物を含む。)並びにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	440	3年以内
	面積1㎡以上2㎡未満のもの	1個	830	
	面積2㎡以上5㎡未満のもの	1個	1,060	
	面積5㎡以上10㎡未満のもの	1個	2,130	
	面積10㎡以上のもの	1個	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額	
立看板及び広告旗		1個	250	6月以内
はり紙(つり下げるものを含む。以下この表において同じ。)		100枚	420	2月以内
はり札(面積0.15㎡未満のもの)		1枚	90	1年以内
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	420	1年以内
アーチ広告物		1個	4,170	3年以内
広告幕		1枚	420	2月以内
アドバルーン		1個	1,060	1月以内
ぼんぼり		1個	90	2月以内

備考

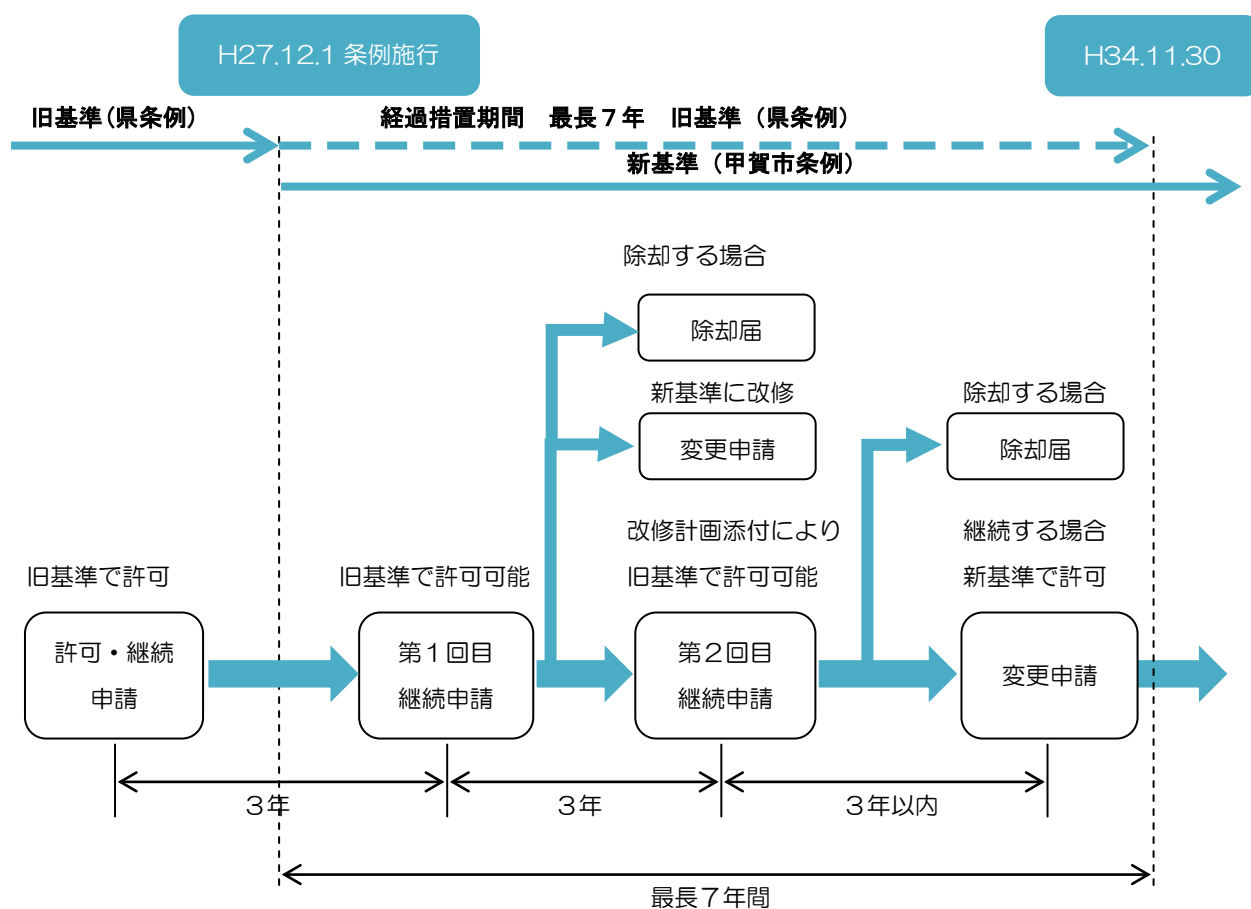
- 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可手数料を徴収する。
- 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。
- 本表に定めのない屋外広告物については、本表の最も類似した区分に該当するものとして適用します。
- 申請手数料は、甲賀市の発行する納付書で納めてください。
- 推奨基準適用地区の区域内で、推奨基準に適合する屋外広告物や、優良意匠屋外広告物の指定を受けた屋外広告物は、許可期間を最大3年のものを最大6年まで延長できます。

3 経過措置

この条例の施行前に滋賀県屋外広告物条例の許可基準で許可を受けている屋外広告物のうち、市条例の施行に伴って許可基準に適合しなくなるものについては、市条例施行後3年以内に限り、滋賀県屋外広告物条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。

なお、この許可期間終了までに市条例の許可基準に適合するための改修や除却等を行う計画書が提出され、相当と認められた場合に限り市条例施行日から最長7年間を限度として広告物を表示等することができる経過期間を設けています。

【経過措置図】



■ 第4章 その他

1 管理義務等（条例第18条）

許可を受ける広告物または提出物件は、管理者を定める必要があります。

広告物の設置者や管理者は、広告物を常時補修し、良好な状態に保持するために必要な管理を怠らないようにしなければなりません。そのために定期的の下記の点などをチェックし、危険サインを見逃さないように安全管理に努めてください。

- ① サビの発生 鉄骨やボルト等のサビの発生は、破損につながります。
- ② 汚れ サビ汁がある場合は、内部劣化の疑いがあります。
- ③ ズレ、欠落 板面のズレや取付金具の欠落は、看板落下につながる恐れがあります。
- ④ 照明不点灯 漏電の場合は、火災の恐れがあります。

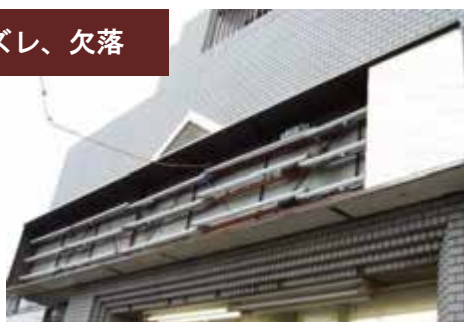
①サビの発生



② 汚 れ



③ズレ、欠落



④照明不点灯



また、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく工作物の確認申請を要する屋外広告物（高さ4mを超えるもの）を設置する場合の管理者は、下記の資格を有する者としてします。

- 登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）
- 地方公共団体が行う屋外広告物講習会の修了者
- 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者

2 除却義務（条例第19条）

広告物の設置者や管理者は、許可期間が満了したとき、又は設置の必要がなくなったとき、若しくは許可が取り消されたときは、遅滞なく（10日以内）広告物を除却しなければなりません。

3 違反広告物に対する処分（条例第 20 条～35 条）

条例や規則に違反している者に対し、下記の処分を行うことがあります。

- a. 許可の取り消し（条例第 20 条）
 - ・虚偽の申請により許可を受けた場合などは、許可を取り消すことがあります。
- b. 違反に対する措置（条例第 21 条）
 - ・条例、規則に違反した広告物があるときは、改修移転、除却などの措置が命ぜられることがあります。
- c. 公表（条例第 22 条）
 - ・違反に対する措置に対し、正当な理由なく従わなかったときは、その旨を公表することがあります。
- d. 報告及び立ち入り検査（条例第 27 条）
 - ・広告物について、報告や資料の提出を求めたり、建物及びその敷地に立ち入り検査することがあります。
- e. 罰則（条例第 34 条から第 35 条）
 - ・条例の違反に対しては、刑罰（50 万円以下）の罰金刑が科されることがあります。
- f. 簡易除却（法第 7 条第 4 項）
 - ・電柱などに表示されている違反の貼紙、貼札、広告旗、立看板等は、事前に通告なく除却します。

4 屋外広告物業の登録について

市内で屋外広告業（※）を営む場合は、滋賀県屋外広告物条例に基づき屋外広告物業の登録をする必要があります。営業所が県内にあるかどうかに関わらず、知事の登録を受けなければなりません。

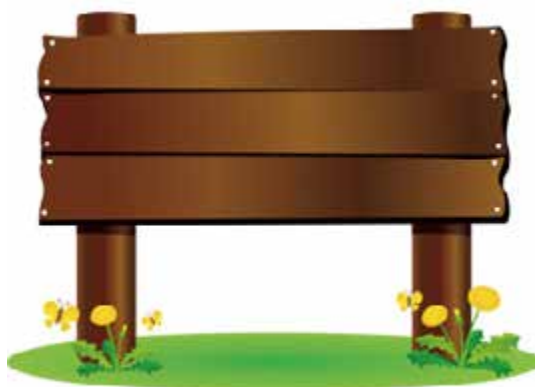
屋外広告物業の登録に関しては、滋賀県土木交通部都市計画課までお問い合わせください。

登録業者の名簿は、滋賀県土木交通部都市計画課のウェブサイトに掲載されています。

※ 屋外広告業とは、屋外広告物の表示及び設置を行う営業のことをいいます。

問合せ先 **滋賀県土木交通部 都市計画課**

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL077-528-4184



甲賀市屋外広告物 ガイドライン

発行：平成 27 年 10 月

甲賀市 都市計画課

所在地/〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

電話番号/0748-65-0719 FAX/0748-63-4601